

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年3月27日

【事業年度】 第6期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

【会社名】 Atlas Technologies株式会社

【英訳名】 Atlas Technologies Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 浩司

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
(2023年8月1日から本店所在地 東京都千代田区平河町二丁目7番
3号が上記のように移転しております。)

【電話番号】 03-6821-1612(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 CFO 今久保 洋

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

【電話番号】 03-6821-1612(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員CFO 今久保 洋

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月
売上高 (千円)	-	-	-	-	2,589,774
経常利益 (千円)	-	-	-	-	128,535
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	-	-	-	-	75,672
包括利益 (千円)	-	-	-	-	81,586
純資産額 (千円)	-	-	-	-	2,495,379
総資産額 (千円)	-	-	-	-	2,756,688
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	-	338.58
1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	10.59
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	10.17
自己資本比率 (%)	-	-	-	-	90.5
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	3.1
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	41.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	84,118
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	505,939
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	13,900
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	-	-	-	-	1,783,367
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	- 〔 - 〕	- 〔 - 〕	- 〔 - 〕	- 〔 - 〕	45 〔 - 〕

(注) 1. 第6期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時従業員数は、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月		2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月
売上高	(千円)	579,237	1,248,744	2,187,858	2,806,295	2,589,774
経常利益	(千円)	217,348	300,695	473,954	614,920	151,528
当期純利益	(千円)	143,468	197,493	310,825	405,556	98,665
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	10,000	12,250	12,250	674,650	681,600
発行済株式総数	(株)	300	305	610,000	7,100,000	7,370,000
純資産額	(千円)	156,718	358,711	669,537	2,399,893	2,512,459
総資産額	(千円)	324,630	649,138	1,143,789	2,853,949	2,741,526
1株当たり純資産額	(円)	522,393.48	58.81	109.76	338.01	340.90
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益	(円)	478,227.97	32.87	50.95	64.51	13.81
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	61.21	13.27
自己資本比率	(%)	48.3	55.3	58.5	84.1	91.6
自己資本利益率	(%)	168.8	76.6	60.5	26.4	4.0
株価収益率	(倍)	-	-	-	27.4	31.6
配当性向	(%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	190,468	316,529	433,117	-
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	45,995	12,685	5,342	-
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	4,500	-	1,324,800	-
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	-	300,886	604,730	2,357,304	-
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	5 〔-〕	16 〔-〕	24 〔-〕	29 〔-〕	37 〔-〕
株主総利回り (比較指標：東証グロース 指数)	(%) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	24.7 (96.0)
最高株価	(円)	-	-	-	2,425	2,315
最低株価	(円)	-	-	-	1,605	400

(注) 1. 第5期以前の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

3. 第2期から第4期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式が2022年10月26日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、新規上場日から第5期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

4. 第2期から第4期までの株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 主要な経営指標等のうち、第2期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりませ

- ん。
6. 第3期から第6期までの財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
 7. 第2期につきましては、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
 8. 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時従業員数は、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
 9. 2021年4月20日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を、2022年4月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
 10. 第2期から第5期の株主総利回り及び比較指標は、2022年10月26日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、記載しておりません。なお、第6期の株主総利回り及び比較指標は、第5期末を基準として算出しております。
 11. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所グロース市場におけるものであります。
なお、2022年10月26日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
 12. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第5期の期首から適用しており、第5期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
 13. 第6期より連結財務諸表を作成しているため、第6期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2 【沿革】

年月	概要
2018年1月	東京都調布市において、Fintech（注1）コンサルティング事業の展開を目的として、資本金500千円で当社を設立
2018年11月	資本金を3,000千円に増資
”	本社を東京都渋谷区に移転
2019年8月	資本金を10,000千円に増資
2020年6月	ISO/IEC27001及びJIS Q 15001認証取得
2020年9月	本社を東京都千代田区に移転
2020年11月	資本金を12,250千円に増資
2022年1月	シンガポール支店を設置（注2）
2022年10月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
”	資本金を674,650千円に増資
2023年8月	本社を東京都千代田区平河町から東京都千代田区霞が関に移転
”	Kapronasia Singapore Pte. Ltd.（現連結子会社）の全株式を取得し、完全子会社化

（注1）Fintechとは、金融（Finance）と技術（Technology）を組み合わせた言葉で、従来の金融サービスと情報技術を結びつけた領域のことを意味しております。

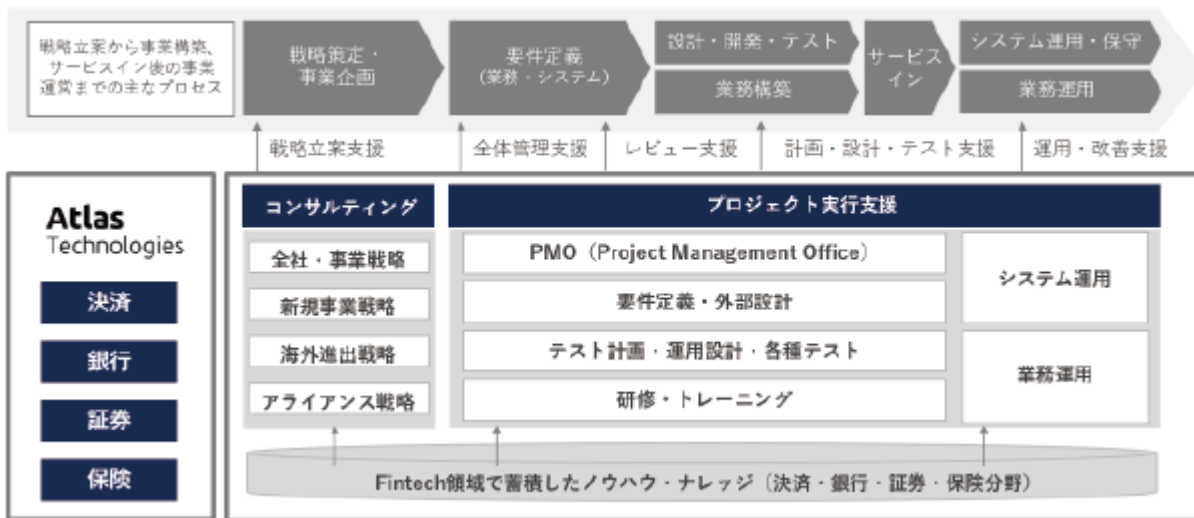
（注2）シンガポール支店については2023年1月に本格稼働をしております。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社2社（Kapronasia Singapore Pte. Ltd.、KAPRONASIA LIMITED）で構成されており、「人と産業の可能性を、解き放つ」をビジョンに、「あらゆる産業とFintechの融合」をミッションとして、国内及び海外の顧客に対して、Fintech領域の決済・銀行・証券・保険分野においてコンサルティング及びプロジェクト実行支援サービスを提供します。

当社グループは、独立系Fintechコンサルティング・グループとして、プロジェクトマネジメントに特化して顧客の戦略立案から実行までを一気通貫で支援します。具体的には、「戦略策定・事業企画」などの上流フェーズから、その後の「要件定義」、「システム設計」、「業務構築」などのプロジェクト実行フェーズまで、顧客企業のデジタルソリューション・パートナーとして現場でともに課題解決を推進し、さらにサービスイン後のシステム・業務運用などにおいても様々なソリューションを提供しております。

なお、当社グループは、デジタルソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。



a コンサルティング

当社グループのコンサルティングサービスは、独立系であることの中立性及びFintech領域で蓄積した知見を活かし、事業の上流フェーズから顧客と共創しながら戦略を立案します。各業界におけるリーディングカンパニーとの先進的プロジェクトを通じて獲得したナレッジ等も活用して、高付加価値なサービスを提供するとともに、グローバルレベルの専門知識とローカルレベルの知見を組み合わせ、国内案件のみならずクロスボーダー案件にも柔軟に対応しております。

b プロジェクト実行支援

戦略策定後のプロジェクト実行段階においても、当社グループのチームが顧客企業の現場でともに課題解決を推進しております。プロジェクトに最適なシステム・オペレーションを構築するためのパートナーの選定等を支援するとともに、顧客企業の既存システム・業務運用とも効率的な統合を実現することで、プロジェクト全体を通して全体最適を実現することが可能となります。

当社グループのコンサルティング及びプロジェクト実行支援サービスの特徴は、下記のとおりであります。

(a) Fintech領域に特化した高付加価値サービス

Fintech領域において蓄積したノウハウ・ナレッジの活用等により、決済・銀行・証券・保険分野において「新規事業立案」「業務改革」「システムのグランドデザイン」「規制対応」など、戦略立案から実行支援まで高付加価値なサービスを提供します。

分野	主なサービス例（戦略立案から実行支援までのトータルサポート）		
決済 	新規事業立案 新規事業開発におけるコンセプト作成からビジネスモデル・ビジネスケース策定、ロードマップ策定等を支援	業務改革 クライアントの現状業務プロセスの問題点を第三者的な立場で洗い出し、最適なプロセスの構築を支援	システム外部接続 カード事業に必要な各種システム外部接続先との接続調整、接続要件定義、試験計画策定、試験実施を支援
銀行・証券 	戦略策定 ビジネス戦略の策定支援のほか、業務の効率化や営業戦略の策定、組織構造の見直しなど、収益性向上に向けた様々な戦略策定を支援	システムのグランドデザイン 最新のアーキテクチャデザインを取り入れた安定的なシステムの要件定義策定から導入と移行を支援	セキュリティ 最新のセキュリティ対策を導入し、自社およびクライアントに対するサイバー攻撃リスクの最小化を支援
保険 	規制対応 システム・業務の側面からエコシステムの構築を回り、高度化された管理体制の構築・体制の運営を支援	業務プロセス リエンジニアリングを通して、最適な業務プロセス（引受、新契約、保全、支払）の構築を支援	PMO 生命保険/損害保険/少額短期保険基幹システム、各種周辺システムの導入などに向けたPMO支援

(b) 戦略立案から実行まで一貫通貫でプロジェクトをマネジメント

顧客のプロジェクトにおけるプロセスの分断を引き起こすことなく、当社グループの多様性に富むコンサルタントが、「戦略立案・事業企画」から「要件定義」、「設計・開発・テスト」、「運用・保守」まで、一貫通貫で顧客に対して総合的なノウハウ・ナレッジの提供等を通じた支援を行っております。

この一貫通貫のプロジェクトマネジメントなどを背景とする継続・追加受注の獲得に伴い、顧客やプロジェクトのポートフォリオが積みあがっていくことで、提供するサービスから継続的に収益が発生するビジネスモデルとなっております。

多くの企業では社内のリソースや知見等が不足しており、自社単独でのFintech事業の立上げ・運営は難易度の高いものとなっております。当社グループは顧客と協働しながら、実態に合わせて全体最適となるよう事業構築から運営まで一連のプロセスを提供しております。



(c)クロスボーダー案件への対応

国内顧客の海外プレイヤーとのプロジェクトや、海外顧客の日本国内におけるプロジェクトの両方の支援が可能です。現地商習慣・競合環境・ローカル消費者理解などの市場ナレッジにより、スピーディーで柔軟にプロジェクトを支援します。

また2023年8月に全株式取得により連結子会社としたKapronasia Singapore Pte. Ltd.においては、アジア太平洋地域を中心にグローバルな大企業や金融機関、国際機関に対する多数のプロジェクト実績を有しており、Kapronasiaと連携しながらのクロスボーダー案件への対応も進めてまいります。

■ グループ会社概要 ※2024年1月～PL連結取込開始

Kapronasia (カブロンアジア)

設立	2016年6月6日
拠点	シンガポール・香港
事業概要	Fintech領域の戦略・リサーチアドバイザー
代表者	Zennon Kapron

■ Founder & Directorプロフィール



- ・シティ・グループ・ポルトガルのCIO、インテルのアジア太平洋金融インダストリー・マネージャー、グローバル・バンキング・インダストリー・マネージャーを歴任し、同社設立
- ・Money20/20などの金融カンファレンスでの発言は、メディア（CNBC、Bloomberg、WSJ、FT、その他多数）に引用され注目を集める。

代表著書に

"Chomping at the Bitcoin:
The History and Future of Bitcoin in China"

■ サービス開発の歩み

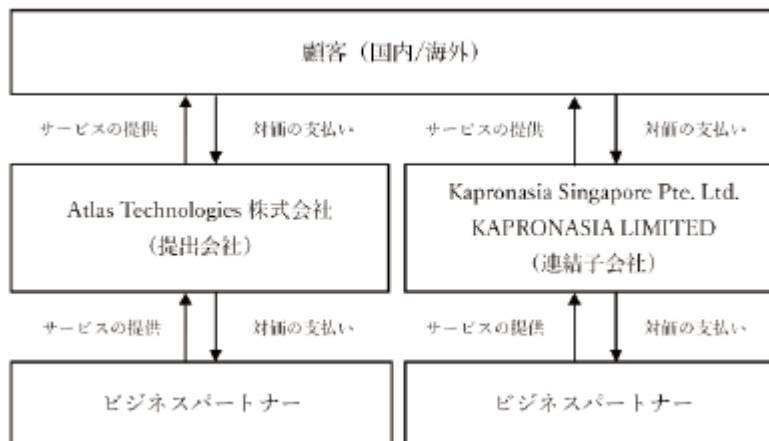


■ 直近の事業概況

- ・2023年9月～サブスクリプション型の情報提供サービス「Payment Monitor」をローンチ。国際決済機関やグローバル企業等が導入中
- ・カブロンアジアのリサーチコンテンツ活用や相互クライアント紹介などを推進してグループでシナジーを創出

[事業系統図]

当社の事業系統図は、次のとおりであります。



(注) 1. ビジネスパートナーは、当社グループのコンサルタントとともにプロジェクトの一部の業務を担ってもらうエンジニアなどが所属する企業です。当社グループが戦略策定や事業企画などの上流フェーズを主導したのち、必要に応じて、ビジネスパートナーと協業します。プロジェクト実行段階における要件定義以降の業務の一部を再委託し、ビジネスパートナーのエンジニアなどと推進します。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) Kapronasia Singapore Pte. Ltd.	シンガポール共和国	SGD 5,000	デジタルソリューション事業	100.0	役員1名兼任
KAPRONASIA LIMITED	中華人民共和国 香港特別行政区	USD 1,282	デジタルソリューション事業	100.0 (100.0)	Kapronasia Singapore Pte. Ltd. が100%出資する連結子会社(孫会社)

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 3. 「議決権の所有割合」欄の()内は、間接所有割合で内数であります。
 4. 特定子会社に該当する会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年12月31日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
デジタルソリューション事業	40
全社(共通)	5
合計	45

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数はその総数が従業員の100分の10未満であるため記載を省略しております。
 2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
 3. 当社グループは、単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

2023年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
37	42.1	1.5	10,091

事業部門の名称	従業員数(名)
デジタルソリューション事業	32
全社(共通)	5
合計	37

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数はその総数が従業員の100分の10未満であるため記載を省略しております。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
 4. 当社は、単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。
 5. 前事業年度末に比べ従業員数が8名増加しておりますが、これは主に事業拡大のための積極的な人員採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

ビジョン (Vision)

人と産業の可能性を、解き放つ

(Unleash the potential of every person and industry on the planet)

『新たな地図を描くように、価値を生み出す「機会」や「場」を世界中に創り出したい』

創業者が世界の多くの国や都市を旅し、ビジネスを通じて抱いた想いによって、「Atlas (地図)」という名を冠した「Atlas Technologies」は創業されました。そんな私たちのビジョンは「人と産業の可能性を解き放つ」ことです。テクノロジーの力によって、世界中の人・組織・産業が本来持っている力を最大限に発揮できる豊かな社会を実現したいと考えています。

ミッション (Mission)

あらゆる産業とFintechの融合

(To offer seamless solutions for embedding Fintech across all industries)

インターネットによって、人類は地球規模で情報を低コストに伝達できるようになりました。

その一方、日々生み出される経済的・社会的価値が世界中で途切れることなく移動し、交換されるためには、今なお多くの課題があります。

私たちは、従来の金融機関のみならず、あらゆる産業がFintechと融合することで、決済・送金・投資・融資・預金・会計・保険・証券といった従来の金融のあらゆる領域がテクノロジーによって再定義され、その結果創造された価値が世界中をなめらかに移動し、人と産業の可能性が解き放たれる社会を実現したいと考えています。

Set of Values (5つの価値観)

Challenge the Possibilities (可能性に挑戦しよう)

自分たち自身が奮い立つような高い目標を成し遂げよう。解は必ずあると信じて行動する。

Build Leadership (全員がリーダーであろう)

ゴールを掲げ、自らがチームの先頭を走ろう。勇気をもって決め、相手が行動を起こせるように伝える。

Act As One (一丸となってコトを成そう)

個人では成し遂げられないような驚くべきことをチームで実現しよう。

Have Integrity (常に誠実さを持とう)

顧客・パートナー・同僚、そして自分自身に対して誠実で謙虚であろう。

Keep It Fun (日常に遊び心を)




自らがその日常を楽しみと思えるような機会や場を創り出そう。余裕やユーモアをもって行動する。

(2) 経営環境

当連結会計年度における我が国及び海外経済は、ウィズコロナからアフターコロナへの転換に伴う行動制約の解除や各種政策の効果もあり、社会経済活動の正常化が進んだことで、緩やかに回復しております。しかしながら、インフレーションの進行や世界的な金融引締め等により依然として先行き不透明な状況が続いており、景気への影響を引き続き注視する必要があります。

国内DXコンサルティング事業を取り巻く環境においては、国内コンサルティング市場規模が2025年には1兆2,551億円(出典: IDC「国内ビジネスコンサルティング市場予測、2021年から2025年(2021年)」)、国内DX市場規模も2030年には6兆5,195億円(出典: 富士キメラ総研「2023デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望」)にまで拡大し、今後も中期的に右肩上がり成長が続くものと予想されております。また、海外においてもビジネス及びITに関するコンサルティング需要は中期的に成長が続くものと予想されます。

当社グループがコンサルティング事業を展開する金融業界及びFintech事業関連業界の多くの企業においては、日々変化する事業環境での生き残りを図るための対応を行いながら新たな価値の創出を模索している状況と推察されます。経営戦略やIT戦略の見直しを、イノベーションを実現するテクノロジーの活用と事業上で必須として求められるIT対応や業務効率化対応を両立させながら追求するよう迫られており、それらに対するコンサルティング需要は底堅く続くものと予想されます。

分野	外部環境（当社の認識）
決済 	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカード業界を取り巻く環境は、今までクレジットカードが利用されてこなかった領域での利用拡大や、日常生活における消費全般でのキャッシュレス決済の浸透により市場拡大しており、様々な金融サービスとの連携も活性化しています。 顧客志向と顧客体験提供やオープン化、コスト効率化による高い収益性確保が課題となっています。 クレジットカード基幹システム、周辺システムの導入には、国際ブランドや業界ルール、業界に関する各種法制度対応、セキュリティ対応等、高度な知見と経験が要求されます。
銀行・証券 	<ul style="list-style-type: none"> 世界の金融業界を取り巻く環境は、暗号通貨や新興国市場の広がりを始めとして大きく変化を続けています。 日本の金融界も過去にない変革の時代を迎えており、この変革への対応を誤れば現在の地位に立ち続けることは困難になることも想定される場所です。 金融機関や証券会社が抱える戦略やプロセス、組織や人材、ガバナンスやデータセキュリティなどさまざまな課題に対し、最新のDX技術を用いながら実務面も含めた変革・強化に対応することが求められます。
保険 	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少・高齢化、デジタル技術の発展、新たなリスクの出現、競争激化、規制緩和、顧客ニーズの変化など、かつてないほどの変動性・不確実性に直面する保険業界において、収益確保、人材育成、レガシーシステム刷新が課題となっています。 デジタル技術を活用した新たなビジネスモデル構築、高齢化社会に対応した商品・サービス開発、国際競争力強化といった未来への挑戦に向けて、市場分析、デジタル化、人材育成など、お客様のニーズに合わせた最適なソリューションの提供が求められます。

このような環境のもと、当社グループの事業結果としては、特に決済関連業界におけるITプロジェクト支援に関する需要を底堅く捉え、一部プロジェクトからの収入減少が生じた中で、新規顧客獲得や既存顧客深耕の推進により新しいプロジェクトの受注は堅調に推移いたしました。更なる顧客の獲得や新しいプロジェクトの受注の取組みを実施中であり、また、Fintechコンサルティングサービス体制及び事業体制の拡充を一層推進しております。その一環として、コンサルティング・経営の経験を豊富に有するトップ・コンサルティングファーム出身の執行役員2名を含めたコア人材の登用、成長基盤の要となるスキルの高いコンサルタントの積極採用の継続、アジアでの事業基盤強化に向けたASEAN地域のFintechコンサルティング企業であるKapronasia Singapore Pte. Ltd.の完全子会社化などに取組んでまいりました。

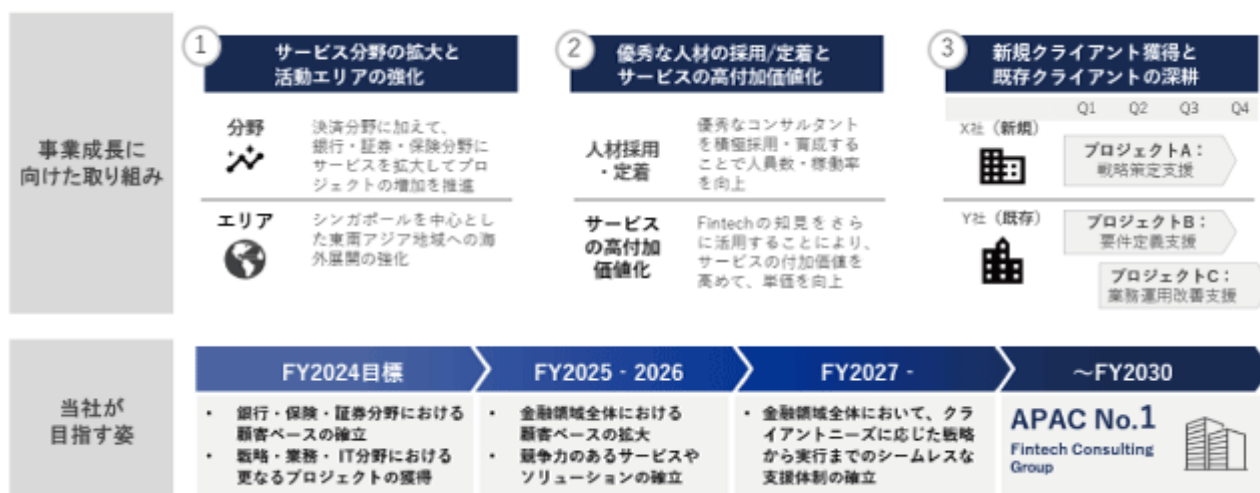
(3) 中長期的な経営戦略

当社グループでは、中長期的な経営戦略として、次の3つを推進してまいります。

サービス分野の拡大と活動エリアの強化

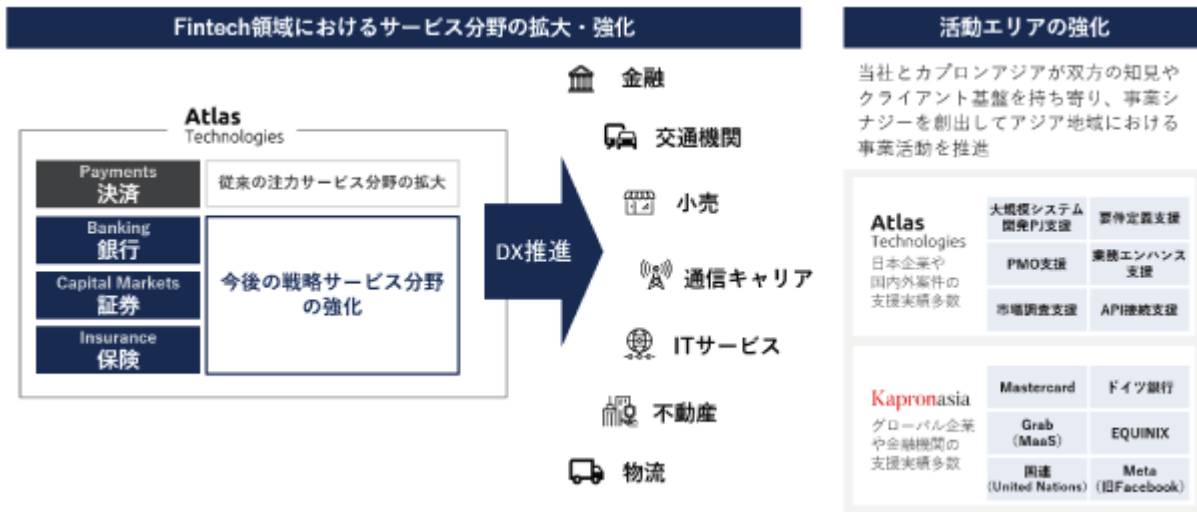
優秀な人材の採用/定着とサービスの高付加価値化

新規クライアント獲得と既存クライアントの深耕



サービス分野の拡大と活動エリアの強化

Fintech領域のサービス分野において、決済分野に加えて、銀行・証券・保険分野も強化します。活動エリアについては、シンガポールを拠点とした連結子会社であるKapronasia Singapore Pte. Ltd. を中心に、アジア地域での事業活動を本格的に開始しています。



優秀な人材の採用/定着とサービスの高付加価値化

優秀な人材の採用・育成などによりコンサルタント数の増加及び定着率の向上を図るとともに、OJT/OFFJTを通してコンサルティングサービスの高付加価値化を推進します。



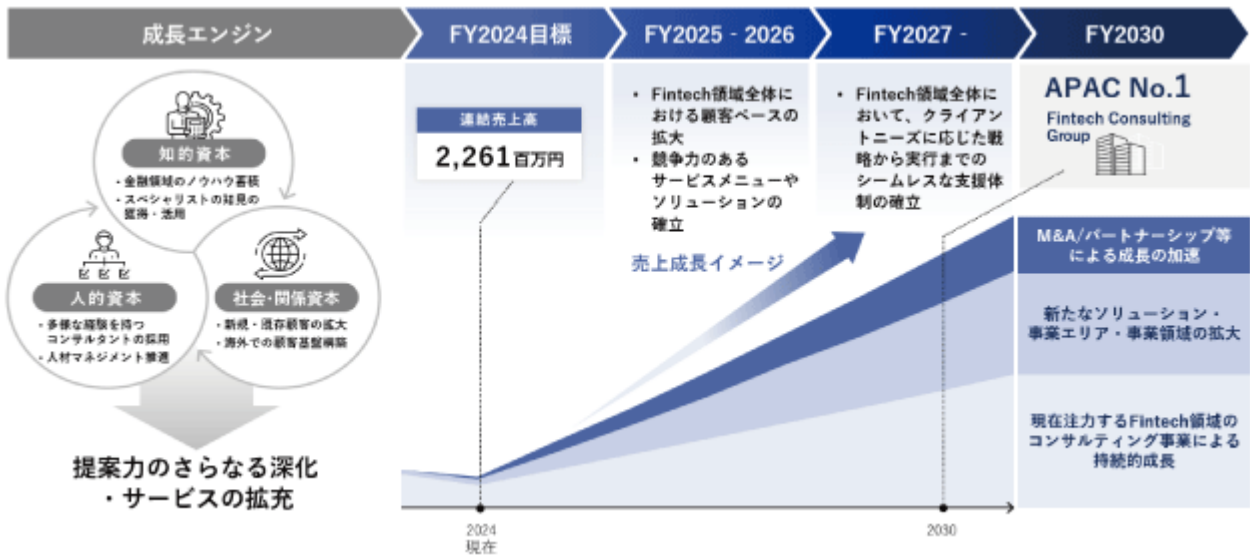
新規クライアント獲得と既存クライアントの深耕

各業界のリーディングカンパニーとの先進的なプロジェクト経験によって得られた知見を活用し、新たな業種・企業へも再現性を持って事業を展開します。また、既存クライアントからの高い信頼に基づき、1社当たり複数のプロジェクトを継続的にご支援することで、プロジェクトの層をさらに積み上げます。



クライアントポートフォリオの多様化を伴う持続的な事業成長を実現

事業成長に向けた取組みで得た成長エンジンをベースに、提案力の更なる深化とサービスを拡充し、Fintech領域全体におけるクライアントニーズを取り込みながら、更なる事業成長を目指します。



(4) 目標とする経営指標

当社グループでは、持続的な成長と企業価値の向上を経営上の重要課題と認識しており、主な経営指標として、成長性については売上高、企業価値の向上については売上総利益及び営業利益を重視しております。

収益のドライバーである事業KPIは「クライアント数」及び「コンサルタント数」を継続的に確認及び分析しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループが対処すべき主な課題は、以下の項目と考えております。

優秀なコンサルタントの確保

当社グループは、顧客の様々な課題解決ニーズに応えるため、Fintech分野の知識に精通した優秀なコンサルタントの更なる積極的確保が早期に取組むべき課題であると認識しております。企業規模の拡大のためには、コンサルティング業界やFintech業界から専門性の高い人材の獲得・育成を進めることが不可欠であると考えており、コンサルティングファームとして顧客への提案力や課題解決力を豊富に持つ人材の確保を促進してまいります。

また、今後の成長の推進のため、人材採用手法の強化とともに、当社グループのビジョンやミッション等を理解し、スピード感を持って事業を推進することができる積極的な採用活動を様々な手法を活用し推進してまいります。また、コンサルタントがより働きやすく成長できる環境を、制度面・組織風土の双方から整備することで育成・定着を図り、人的資本の価値最大化につなげてまいります。

取引先及び取引額の拡大

当社グループのデジタルソリューション事業は、大手通信キャリアを中心とした顧客からの収益が多くを占めております。業界におけるリーディングカンパニーとの先進的なプロジェクト経験によって得られたFintech事業特有のノウハウ・ナレッジを活用し、新規顧客獲得や異なる部門の潜在課題や需要の発掘を通じた顧客ポートフォリオの拡大を目下推進しております。

また、プロジェクトの継続支援と追加のプロジェクトの獲得が進んでおりますが、既存顧客との取引深耕による更なるプロジェクトの獲得及び取引額の拡大の取組みを進めてまいります。

収益の安定的な成長に向けては、付加価値提供をさらに追求し、サービスメニューを拡大するなど、その取組みを加速してまいります。

コンサルティング力強化による付加価値向上と大型案件並びに新たな事業・サービスの創出

当社グループは、プロジェクト経験やグローバルにおける最先端動向の研究などを通じて得られる知見のナレッジ化・アセット化を推進しております。それらを踏まえ、顧客の課題解決をさらに追求することや、専門性が求められる様々な新規プロジェクトの獲得及び大型案件獲得の追求をさらに促進してまいります。

また、顧客業界の市場特性や課題解決に直結する分析などの知識や経験を活かして、高付加価値のコンサルティングを提供するほか、新たな事業・サービスの開発につなげてまいります。

内部管理体制の強化

当社グループは成長段階にあり、今後もより一層の企業規模拡大及び持続的な成長を見込んでおります。そのために、企業規模拡大に応じた内部管理体制の更なる強化が必要であると認識しております。具体的には、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の強化、内部監査の実施等によるコンプライアンス体制の強化、内部統制報告制度の適用等も踏まえた内部統制の継続的な改善及び強化並びにリスクマネジメントの強化などを図ってまいります。

事業拡大を支える財務基盤の構築

当社グループはこれまで金融機関からの借入を行ったことがなく、資金需要は自己資金により賄い、営業活動によるキャッシュ・フローを源泉に手元流動性を確保してまいりましたが、今後の事業拡大及び事業上の課題への対処により、更なる資金需要が生じると考えております。そのため、資金調達方法の多様化と柔軟な流動性確保を図るため、金融機関との良好な関係を構築し、資金調達が必要な場合には適時適切に対応することを検討してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営環境

様々な社会課題の顕在化やステークホルダーの価値観の変容に伴い、ESG（環境・社会・ガバナンス）を重視した経営や経済価値と社会価値の双方を創出するサステナビリティ経営がより一層求められています。当社グループも、持続的な社会の創造については、責任をもって取組んでいくべきであると考えております。

(2) サステナビリティに関する考え方

当社グループにとってのサステナビリティとは、事業を通して社会課題の解決に寄与することであり、当社グループの持続的な成長が、社会の持続的な発展に貢献できるような世界を目指すことです。その実現に向けて、顧客、取引先、従業員、株主はもちろん、環境や社会とのエンゲージメントも非常に重要であると考え、2018年の創業以来、あらゆるステークホルダーとのエンゲージメントを大切に、サステナビリティを重視した経営を実践しております。

その実践に際しては、ビジョンである「人と産業の可能性を、解き放つ」に表されているように、「人的資本の高度化・価値最大化」をベースとしております。当社グループのビジネスはコンサルティングビジネスであるため、人的資本及び知的資本が、事業を通して社会関係資本を創造し、財務資本を増大させております。そのため、人的資本を最重要視して投資を行い、持続的に人的資本やその他の資本を増強し続けることで、サステナビリティを実践してまいります。

ガバナンス

(1) 基本的な考え方

当社グループは、「人と産業の可能性を、解き放つ」をビジョンに、「あらゆる産業とFintechの融合」をミッションに、「Challenge the Possibilities（可能性に挑戦しよう）」、「Build Leadership（全員がリーダーであろう）」、「Act As One（一丸となってコトを成そう）」、「Have Integrity（常に誠実さを持つ）」、「Keep It Fun（日常に遊び心を）」の5つの価値観を掲げております。

当社グループは、これらのミッション及びビジョン並びに価値観を実現・実行するとともに、経営の効率化、健全化、透明性を高め、中長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。

このため、企業倫理の醸成と法令遵守、経営環境の変化に迅速・適切・効率的に対応できる経営の意思決定体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実を図ります。

また、全てのステークホルダーからの信頼を得ることが不可欠であると考え、情報の適時開示を通じて、透明・健全な経営を行ってまいります。

(2) コーポレート・ガバナンス体制

当社グループの全体としてのガバナンスの体制等については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

リスク管理

当社グループのリスクに関する規程や体制については以下のとおりです。

- (1) リスク管理規程を定め、代表取締役社長を統括責任者として当社子会社を含めた総合的なリスク管理体制を構築・整備し、その推進を図っております。当社子会社にあつては、当該子会社の代表者をリスク管理責任者とし、当該子会社のリスク管理責任者は、リスク管理統括責任者に適時に報告し、必要に応じてその指示を受けるものとしております。

- (2) 各組織及び当社子会社において、内在するリスク要因を認識し、それぞれのリスク程度に応じた対策を講じることにより、リスクの回避や低減措置を図っております。
- (3) 当社子会社を含めた経営に影響を及ぼす重要なリスクについては経営会議等でリスクを協議し、決定された対応方針に基づいて、主管部署が関連部署または当社子会社の関連部署と協同して必要な対策を実施しております。
- (4) 緊急性を要する災害、事故、企業不祥事等のリスクについては、リスク管理規程に基づいて、人命を尊重し、地域社会への配慮と貢献、企業価値毀損の抑制を主眼とするリスク管理を推進しております。

戦略

(1) サステナビリティ戦略

当社グループのビジネスはコンサルティングビジネスであり、人的資本が様々な資本の価値創造の源泉であると考えております。人的資本及び知的資本が顧客開発を通して社会関係資本を創造し、財務資本を増大させております。そのため、人的資本を最重要視して投資を行うことで、持続的に人的資本やその他の資本を増強することを目指して戦略を設計しています。このように、サステナビリティの実践(1)に向けて、特に組織・人材戦略を中心に据え、その重要テーマとして、「組織力」と「人材力」を置き、その向上を図っております。具体的には、以下のような取組みを行っております。

(2) 具体的な戦略と取組み

人材の多様性の確保を含む人材の採用・育成に関する方針

当社グループでは、「組織力」と「人材力」の両方を高めるために、多様性確保を含む人材の採用と育成は非常に重要な事項であると考えております。採用・育成に関する具体的な取組み内容は、以下のとおりです。

<採用>

「組織力」と「人材力」の向上に向けて、入社への入口である採用は非常に重要です。私たちは、「人的資本が財務資本の源泉」という考えのもと、コンサルタントの採用に向き合っております。

エントリーマネジメントサーベイ

企業と応募者のマッチングを定量的に可視化できる見極めツールも活用し入社後のミスマッチを減らしながら採用を進めております。

<育成>

事業戦略の遂行には、社員ひとりひとりの成長が欠かせません。当社グループ社員の「可能性を、解き放つ」ことも重要な事項と捉え社内外の様々な研修を中心に、多くの成長機会を提供しております。当社グループの事業について関連のある研修メニューなどの拡充も進めております。

(3) 社内環境整備に関する方針

当社グループでは、「組織力」と「人材力」の両方を高めるために、人事制度と組織風土の整備は非常に重要な事項であると考えております。人事制度・組織風土に関する具体的な取組み内容は、以下のとおりです。

<人事制度>

当社グループの強みの一つとして、様々なコンサルティングファームや事業会社の出身者が集まっていることが挙げられます。様々な知見を結集してコンサルティングファームとして魅力ある人事制度へ常に見直しを図りブラッシュアップしてまいります。

<組織風土>

風土形成に向けては、「コミュニケーション」を大切にしております。当社グループが成長していくためには、組織の階層・機能の分化を推進しなくてはなりません。しかしながら、組織の分化が進行すると、上下（階層）、左右（機能）の距離感は増大し、経営層の考えが伝わらない、部署間の協働が薄れるなど、様々な問題が発生します。よって私たちは、組織成果を極大化するための組織の分化を進めていくと同時に、統合や相互理解をコミュニケーションによって実現するために投資をしております。

コミュニケーション施策

経営層から現場、部署同士、又は全社員をつなぐコミュニケーションの機会を様々なタイミングで展開しています。代表的な施策は、1回/月全従業員が参加し、経営層からのメッセージや社員紹介を行うAll Handsの開催や従業員のコミュニケーション醸成のための自己紹介ツールの作成です。グループ全体としての視界共有を適切なタイミングで行い、共通言語を紡ぎあげることで、全員が共通の目的に対して行動できる状態を実現することを目指しております。

表彰制度

当社グループではビジョン・ミッションに基づいた5つのSet of Valueを設けており、Set of Valueに基づいて行動した従業員を表彰する制度を設けることで、受賞者本人だけでなく、他社員の成長意欲を強く喚起する場としております。これらのValueに基づいて行動した従業員を表彰する制度を設けることで、受賞者本人だけでなく、他社員の成長意欲を強く喚起する場としております。

指標及び目標

当社グループでは、人材の多様性の確保を含む人材の育成及び社内環境整備に係る指標について、上記「戦略」に記載した通り、「組織力」と「人材力」を高める具体的な取組みを行っているものの、本報告書提出日現在においては、当該指標についての目標を設定しておりません。今後、関連する指標のデータの収集と分析を進め、目標を設定し、その進捗に合わせて開示項目を検討してまいります。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

以下には、当社グループが事業展開その他に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項について記載しております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが独自に判断したものであり、将来において発生する可能性がある全てのリスクを網羅するものではありません。また当社グループにとっては必ずしもリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断において重要であると考えられる事項については記載しております。

当社グループはこれらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に取組む方針ではありますが、当社グループの経営状況、将来の事業についての判断及び当社株式に対する投資判断は、本項記載内容を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

(1) 事業環境に関するリスクについて

市場動向について（顕在化可能性：低、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループが事業を展開するFintech領域のコンサルティング市場については、その市場規模が順調に拡大しており、また、Fintech分野に対する企業ニーズも拡大している状況にあると認識しております。

しかしながら、今後、経済情勢や景気動向等が変化し、顧客のFintech事業に対する投資マインドが減退し、Fintech事業への投資及びコンサルティングサービスの利用が減少する場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクに対して、当社グループは常に市場の変化を注視しながら顧客のニーズをつかみ、プロジェクトの上流工程であるコンサルティングフェーズのみならず、プロジェクト実行支援まで一貫通貫のサービスを提供することにより、リスクの軽減を図っております。

競合について（顕在化可能性：中、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループが事業を展開するFintech領域におけるコンサルティングサービスに関しては、知識と経験が豊富な当社グループのコンサルタントが、付加価値の高いサービスを提供することによって、競合他社との差別化を図っております。

現時点においては直接的に競合する企業は少ないものと認識しておりますが、今後、当社と同様にFintech分野における豊富な知識と経験を有する人材を持つ企業が出現し、業界における競争が激化した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは多様な採用手段を講じて優秀な人材を確保し、プロジェクトの上流から下流までを一貫通貫でサービスを提供できる人員体制を構築することにより、リスクの軽減を図っております。

顧客の経営環境について（顕在化可能性：低、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループの主要な事業であるデジタルソリューション事業においては、主として大手通信会社を中心にコンサルティングサービスを提供しており、継続や追加受注によるリカーリング性の高いビジネスモデルを構築しております。

当社グループは、顧客に対して付加価値の高いサービスの提供に努めてまいりますが、顧客のFintech事業に対する需要が減少したり、同業他社との契約が増加し、当社との契約が減少した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクに対して、当社グループは通信会社のみならず、Fintech事業の展開を検討している様々な顧客に対して積極的にアプローチすることにより、プロジェクトの受注獲得を行うことでリスクの軽減を図っております。

法的規制について（顕在化可能性：低、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小）

当社グループの主要な事業であるデジタルソリューション事業においては、ビジネスパートナーによるプロジェクトの支援を仰ぐことがあります。このような場合、当社グループは下請代金支払遅延等防止法（下請法）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に違反しないような対応を実施しておりますが、万が一、同法に違反し、当社グループの信用力低下を招くとともに損害賠償請求訴訟の提起等が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクに対して当社グループは、法令改正の動向などの情報収集を適宜行うことと併せて、常にプロジェクトの運用状況を注視しながら、リスクの軽減を図っております。

(2) 事業内容に関するリスクについて

経営上の重要な契約について（顕在化可能性：低、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社グループの経営上重要と思われる契約の概要は、「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載のとおりであります。当該契約が期間満了、解除、その他の理由に基づき終了となった場合、若しくは当社にとって不利な改定が行われた場合、または契約の相手方の経営状態が悪化したり、経営方針が変更された場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクに対して、当社グループは取引先との良好な関係を継続的に構築することに努め、リスクの軽減を図っております。

ビジネスパートナーの確保について（顕在化可能性：低、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループは、プロジェクト実行支援における業務の一部について、ビジネスパートナーと連携し、顧客企業に対するサービスを提供しております。

今後の事業拡大に当たり、既存ビジネスパートナーとの安定的な取引関係の維持及び新規ビジネスパートナーの開拓を継続的に行ってまいりますが、当社グループの事業拡大に応じた適切なビジネスパートナーの確保ができない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業への投資について（顕在化可能性：低、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：低）

当社グループは、企業価値を高めるために事業規模の拡大をすべく、新規事業への取組みを積極的に行う予定であります。

本書提出日現在において、具体的な事業化に至っているものではありませんが、競争優位性を確保するため、常に新規事業に関する情報収集等に努めるなど、新規事業の創出に向けた努力を続けております。

新規事業を進めるに当たっては、事業計画を十分に検討した上で実施することとしておりますが、当該事業計画は、計画策定時点における予想や仮説に基づく部分も存在するため、当該予想や仮説が現実と大きく異なる場合や、当初の予測とは異なる状況が発生する場合があります。

このように、当初の事業計画通りに進捗しない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

特定顧客の売上比率について（顕在化可能性：中、顕在化する可能性のある時期：10年以内、影響度：大）

当社グループは、多くの取引先からプロジェクトを受託しております(2023年12月期の顧客数は21社)が、中でも全社売上に占める株式会社NTTドコモの比率が2020年12月期93.2%、2021年12月期90.4%、2022年12月期81.8%、2023年12月期74.1%となっております。当社設立時より、同社のプロジェクトに初期段階から参画しており、その後の営業活動を通じて取引額が増加したことにより、結果として同社の売上比率が上記の数値のとおりとなっております。

今後も当社グループは、高成長が期待されるコンサルティング市場において、あらゆる業種のFintech活用ニーズを取り込みながら、新規顧客の獲得や既存顧客からの追加・継続受注により顧客ポートフォリオの多様化を図ることで、特定顧客への売上依存リスクのない事業成長を推進してまいります。また、同社との良好な関係は維持しながら、取引の維持・拡大に努める方針ではありますが、永続的な取引が確約されているものではなく、万が一、同社との間において、契約条件の重要な変更が生じた場合や取引額が大幅に減少した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

海外展開について（顕在化可能性：中、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループは、2023年8月に全株式取得により連結子会社としたKapronasia Singapore Pte. Ltd.を中心に今後の事業活動を展開してまいります。海外事業においては、各国における内乱や大規模な騒乱、政治動向や経済に影響を与えるカントリーリスク、各国固有の商慣習や法的規制、為替リスク等、様々な潜在的リスクがあります。当社においては、現地におけるリスクの兆しを把握し早急に対応する体制を講じておりますが、これらのリスクが顕在化した場合には、当社グループの事業活動に影響を及ぼし、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクが顕在化する可能性は相応に存在すると認識しております。当社グループは、事業活動を展開する諸外国の動向に関する情報収集に努め、リスクの兆し顕在化する可能性がある場合には、事業撤退を含めて迅速に対応することとしております。

固定資産に関する減損リスク（顕在化可能性：中、顕在化する可能性のある時期：8年以内、影響度：大）

当社グループが保有する、のれん等の固定資産については減損リスクに晒されています。今後、これらの対象資産の価値が下落した場合、必要な減損処理を行う結果として、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業運営体制に関するリスクについて

特定人物への依存について（顕在化可能性：低、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社代表取締役社長である山本浩司は、当社の創業者かつ主要株主であるとともに、当社事業に関する豊富な経験と知識を有しており、当社グループの経営方針や事業戦略の決定などの事業活動全般において重要な役割を担っております。

当社グループでは、業容拡大とともに経営幹部の拡充及び権限委譲を進め、山本浩司に過度に依存しない経営体制の整備や人材の育成など、リスクの軽減に努めております。しかしながら、山本浩司が何らかの理由により業務執行ができない事態となった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

優秀な人材の確保及び定着について（顕在化可能性：中、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社グループは、継続的な事業拡大及び新規事業の推進等のためには、優秀な人材の確保及び定着が必要不可欠であると認識しております。

当社グループは、今後も継続的に優秀な人材の確保及び育成に努め、定着を図ってまいります。当社グループが求める人材を適切なタイミングで確保できず、また人材育成が計画通りに進まない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

小規模組織であることについて（顕在化可能性：中、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループは小規模組織であり、現在の組織及び管理体制も規模に応じたものとなっております。今後、事業拡大に伴い、組織の整備や内部管理体制の充実を図る予定であり、引き続き、適時適切に人材採用を進めてまいります。

しかしながら、事業拡大に応じた組織の整備や内部管理体制の充実が順調に進まなかった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

M&Aや資本提携に関するリスク（顕在化可能性：低、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループでは、通常の営業活動による顧客の拡大や新規事業の推進に加え、事業拡大への経営資源を獲得し、既存事業とのシナジー効果を得るために、M&Aによる企業買収や資本提携等を活用することを検討しております。これらの施策を実施する場合、対象企業の属する業界の市場規模、業界環境及び対象企業の競争力の源泉等を調査し、財務内容や事業についてデューデリジェンスを行うことに加えて、対象企業の株主を慎重に調査することで、事前に投資リスクを把握し、対象となる企業の収益性や投資の回収可能性について慎重に検討することとしております。

しかしながら、国内外の経済環境の変化や対象企業の属する業界の市場規模が想定よりも拡大しない場合や対象企業の競争力の源泉が衰えた場合等の理由から、当社グループがM&Aや資本提携等を行った企業の経営、事業、資産等に対して、十分に活用することができない場合や、買収した企業の人材や顧客基盤が流出する可能性もあり、当初に期待したシナジーを得られない可能性もあります。このような場合、当初の投資額を回収できず、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

情報管理について（顕在化可能性：低、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小）

当社グループは、その業務の性格上、顧客側で保有している機密情報に触れる場合があります。情報の取扱いについては、顧客側の管理ルール及び当社グループが認証を取得しているISO/IEC27001及びJIS Q 15001の運用ルールに則り、適切な運用を行っております。

しかしながら、このような対策にもかかわらず、当社グループの人的オペレーションのミス及びその他予期せぬ要因等により、情報漏洩等の事案が発生した場合には、当社グループが損害賠償責任を負う可能性や顧客からの信用を失うことに伴い取引関係が悪化する可能性があります。このような場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他のリスクについて

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について（顕在化可能性：高、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小）

当社グループは、役員及び従業員に対するインセンティブを目的とした新株予約権（以下「ストック・オプション」という。）を付与しております。これらのストック・オプションの権利が行使された場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

本書提出日現在におけるストック・オプションによる潜在株式数は80,000株であり、発行済株式総数7,370,000株に対する潜在株式の比率は約1.1%であります。

配当政策について（顕在化可能性：高、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小）

当社グループは、株主に対する利益還元は経営上の重要課題と認識しており、利益還元策の決定に当たっては、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状態や今後の経営計画等を十分に勘案し、剰余金の分配を検討する所存であります。

しかしながら、現時点においては、事業が成長段階にあることから、内部留保を充実させ、成長事業に投資を行うことを優先することが株主利益にかなう場合があるため、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

資金使途について（顕在化可能性：低、顕在化する可能性のある時期：3年以内、影響度：小）

当社が株式上場時に実施した公募増資による資金の使途については、人材採用や教育等の人材関連、オフィス移転や情報セキュリティ等の設備投資関連等に充当する予定であります。

しかしながら、急速に変化する事業環境に柔軟に対応するため、上記計画以外の使途へ充当する可能性もあります。また、計画どおりの使途に充当された場合でも、想定どおりの効果が得られない可能性があり、このような場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟等について（顕在化可能性：低、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループは、本書提出日現在において訴訟を提起されている事実はありません。また、当社グループは法令違反となるような行為を防止するための内部管理体制を構築するとともに、取引先、従業員その他第三者との関係において、訴訟リスクを低減するよう努めております。しかしながら、将来において、当社グループの事業に起因する訴訟等の提起を受ける可能性があります。これらの訴訟等の内容及び結果によりましては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害について（顕在化可能性：低、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループは、安定的なサービス提供を維持するため、地震、落雷、火災等の災害に対して十分な耐性を有すると判断されるビルにオフィスを構えるとともに、大規模災害が発生した場合等、有事に備えたりリスク管理体制の整備に努め対策を講じております。しかしながら、台風、地震、津波、感染症等、自然災害等が当社グループの想定を大きく上回る規模で発生した場合、当社または当社グループの取引先の事業活動に影響を及ぼし、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社株式の流動性について（顕在化可能性：高、顕在化する可能性のある時期：1年以内、影響度：中）

当社の株主構成は、代表取締役社長により議決権の過半数を所有されている会社となっており、上場時の公募増資及び売出しによって当社株式の流動性の確保に努めましたが、(株)東京証券取引所の定める流通株式比率は当事業年度末において32.0%となっております。当事業年度末においての代表取締役社長の持ち株比率が67.2%となりますが、今後は段階的に売出しを行い、持ち株比率が過半数程度となるまで低下させることにより、更なる流動性の確保を行います。

上記株主は安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使に当たっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。

また、当社グループの事業計画に沿った成長資金の公募増資による調達、大株主からの売出、ストック・オプションの行使による流通株式数の増加分を勘案し、これらの組み合わせにより、一層の流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により上場時よりも流動性が低下する場合には、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較・分析の記載はしていません。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は、2,756,688千円となりました。流動資産は2,195,165千円であり、主な内訳は、現金及び預金1,783,367千円、売掛金321,051千円、仕掛品7,473千円、未収還付法人税等46,240千円であります。固定資産は561,523千円であり、主な内訳は、工具、器具及び備品2,690千円、のれん542,416千円であります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は、261,309千円となりました。流動負債は261,309千円であり、主な内訳は、買掛金178,595千円、未払金27,773千円、前受金28,559千円であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は、2,495,379千円となりました。主な内訳は、資本金681,600千円、資本剰余金671,600千円、利益剰余金1,136,266千円であります。

経営成績の状況

当連結会計年度における我が国及び海外経済は、ウィズコロナからアフターコロナへの転換に伴う行動制約の解除や各種政策の効果もあり、社会経済活動の正常化が進んだことで、緩やかに回復しております。しかしながら、インフレーションの進行や世界的な金融引締め等により依然として先行き不透明な状況が続いており、景気への影響を引き続き注視する必要があります。

国内DXコンサルティング事業を取り巻く環境においては、国内コンサルティング市場規模が2025年には1兆2,551億円(出典: IDC「国内ビジネスコンサルティング市場予測、2021年から2025年(2021年)」)、国内DX市場規模も2030年には6兆5,195億円(出典: 富士キメラ総研「2023デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望」)にまで拡大し、今後も中期的に右肩上がり成長が続くものと予想されております。また、海外においてもビジネス及びITに関するコンサルティング需要は中期的に成長が続くものと予想されます。

当社グループがコンサルティング事業を展開する金融業界及びFintech事業関連業界の多くの企業においては、日々変化する事業環境での生き残りを図るための対応を行いながら新たな価値の創出を模索している状況と推察されます。経営戦略やIT戦略の見直しを、イノベーションを実現するテクノロジーの活用と事業上で必須として求められるIT対応や業務効率化対応を両立させながら追求するよう迫られており、それらに対するコンサルティング需要は底堅く続くものと予想されます。

このような環境のもと、当社グループの事業結果としては、特に決済関連業界におけるITプロジェクト支援に関する需要を底堅く捉え、一部プロジェクトからの収入減少が生じた中で、新規顧客獲得や既存顧客深耕の推進により新しいプロジェクトの受注は堅調に推移いたしました。更なる顧客の獲得や新しいプロジェクトの受注の取組みを実施中であり、また、Fintechコンサルティングサービス体制及び事業体制の拡充を一層推進しております。その一環として、コンサルティング・経営の経験を豊富に有するトップ・コンサルティングファーム出身の執行役員2名を含めたコア人材の登用、成長基盤の要となるスキルの高いコンサルタントの積極採用の継続、アジアでの事業基盤強化に向けたASEAN地域のFintechコンサルティング企業であるKapronasia社の完全子会社化などに取組んでまいりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は2,589,774千円、営業利益は129,843千円、経常利益は128,535千円、親会社株主に帰属する当期純利益は75,672千円となりました。

なお、当社グループはデジタルソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、現金及び現金同等物に係る換算差額2,220千円の資金増を含めた結果、1,783,367千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動による資金の減少は、84,118千円となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益の計上128,353千円、売上債権の減少102,825千円による資金の増加があったものの、法人税等の支払額203,893千円が生じたことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動による資金の減少は、505,939千円となりました。これは主に、子会社株式の取得による減少522,066千円によります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動による資金の増加は、13,900千円となりました。これは、新株予約権行使に伴う株式の発行による収入13,900千円によります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループは、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社グループで行う事業は、サービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

販売実績は、次のとおりであります。

なお、当社グループはデジタルソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
デジタルソリューション事業	2,589,774	-

（注）1．主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
株式会社NTTドコモ	1,920,052	74.1

2．販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満の相手先については記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たって、必要と思われる見積りは合理的な基準に基づいて実施しておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載しております。

経営成績の分析

経営成績の分析につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」に記載しておりますが、その主な要因は以下のとおりであります。

（売上高）

当連結会計年度における売上高は、2,589,774千円となりました。これは、主要顧客の売上減少などの影響を受けながらも、既存顧客との深耕を推進し、新規顧客の獲得をした結果であります。

（売上原価、売上総利益）

当連結会計年度における売上原価は、1,862,229千円となりました。これは、主に事業規模拡大に伴う積極的な人材採用による人件費の増加及びビジネスパートナーへの業務委託費の増加によるものであります。この結果、売上総利益は727,544千円となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、597,700千円となりました。これは、主に管理体制整備に伴う人件費の増加、人員確保に向けた採用活動費の増加、子会社買収に係る取得関連費用の増加によるものであります。この結果、営業利益は129,843千円となりました。

（営業外損益、経常利益）

当連結会計年度における営業外損益は、営業外収益が30千円となり、営業外費用が1,338千円となりました。営業外収益の主な内訳は、受取利息21千円、営業外費用の主な内訳は、為替差損1,211千円であります。この結果、経常利益は128,535千円となりました。

（特別損益、親会社株主に帰属する当期純利益）

当連結会計年度における特別損失は181千円となりました。これは、事業用PCを除却したことによる固定資産除却損181千円であります。この結果、税金等調整前当期純利益は128,353千円となりました。

また、法人税等合計52,681千円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は75,672千円となりました。

経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループのキャッシュ・フローの分析については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループにおける主な資金需要は、運転資金及び設備投資資金であります。これらの資金需要につきましては、自己資金を基本としつつ、資金を効率的に調達できるよう、取引銀行2行と極度総額8億円の当座貸越契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において、当座貸越契約に係る借入実行残高はありません。

5 【経営上の重要な契約等】

経営上の重要な契約は次のとおりであります。

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区	業務委託契約	2019年1月	3ヶ月ごとの都度更新	カード事業における各種支援業務

(注) 契約期間は3ヶ月単位の都度更新となっておりますが、本書提出日時点において本契約は継続しており、現時点において契約解除は予定されておりません。なお、同社との契約は、相手方が本契約の規定の一にでも違反した場合、所定の手順を経て契約の全部または一部を解除することができる内容となっております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資等の総額は303千円であり、その主な内容は、従業員の増加に伴うノートパソコンの購入費用に係るものであります。また、当連結会計年度において、東京都千代田区平河町から東京都千代田区霞が関に本社を移転したことに伴い、旧本社に係る設備を除却しましたが、移転に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮しているため、これに係る固定資産除却損の計上はありません。

なお、当社グループはデジタルソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2023年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
本社 (東京都 千代田区)	業務用PC等	-	-	- (-)	-	2,375	2,375	37

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。
 3. 本社の建物は賃借しており、その年間賃借料は94,276千円であります。

(2) 在外子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,400,000
計	24,400,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2024年3月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,370,000	7,370,000	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	7,370,000	7,370,000	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2020年6月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)	3(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 60,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	45(注)2、4
新株予約権の行使期間	2022年6月20日～2030年6月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 45 資本組入額 23(注)4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社が認めた場合はこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、死亡後10ヶ月以内に相続人が確定したとき、当社が諸般の事情を考慮の上、当該権利者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合には、当該権利者の相続人は、当該権利者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を本要項に従って行使することができるものとする。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2023年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2024年2月29日)において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、20,000株であります。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。

当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に依りそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に(注)1. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に係る契約又は計画において定めるものとする。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会)の承認を要するものとする。

組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

4. 2021年3月15日開催の取締役会決議により、2021年4月20日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を、2022年2月16日開催の取締役会決議により、2022年4月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権

決議年月日	2021年4月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)	2,000(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220(注)2、4
新株予約権の行使期間	2023年5月1日～2031年4月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110(注)4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社が認めた場合はこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、死亡後10ヶ月以内に相続人が確定したとき、当社が諸般の事情を考慮の上、当該権利者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合には、当該権利者の相続人は、当該権利者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を本要項に従って行使することができるものとする。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2023年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2024年2月29日)において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。

当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に依りそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に(注)1. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に係る契約又は計画において定めるものとする。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会)の承認を要するものとする。

組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

4. 2022年2月16日開催の取締役会決議により、2022年4月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年8月5日(注)1	-	300	7,000	10,000	-	-
2020年11月30日(注)2	5	305	2,250	12,250	2,250	2,250
2021年4月20日(注)3	609,695	610,000	-	12,250	-	2,250
2022年4月1日(注)4	5,490,000	6,100,000	-	12,250	-	2,250
2022年10月25日(注)5	1,000,000	7,100,000	662,400	674,650	662,400	664,650
2023年5月1日(注)6	10,000	7,110,000	1,100	675,750	1,100	665,750
2023年11月16日(注)7	260,000	7,370,000	5,850	681,600	5,850	671,600

- (注) 1. 資本金への組入
2. 有償第三者割当
発行価格 900,000円
資本組入額 450,000円
割当先 小椋祐治
3. 株式分割(1:2,000)によるものであります。
4. 株式分割(1:10)によるものであります。
5. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
発行価格 1,440円
引受価額 1,324.80円
資本組入額 662.40円
6. 第3回新株予約権の権利行使による増加であります。
7. 第1回新株予約権の権利行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2023年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	0	1	21	26	20	6	2,367	2,441	-
所有株式数 (単元)	-	204	3,695	483	1,630	40	67,623	73,675	2,500
所有株式数 の割合(%)	-	0.28	5.02	0.66	2.22	0.05	91.77	100	-

(6) 【大株主の状況】

2023年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
山本 浩司	東京都調布市	4,958,200	67.27
小椋 祐治	神奈川県川崎市幸区	260,000	3.52
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	123,800	1.67
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	103,700	1.40
松田 佳子	大阪府大阪市天王寺区	35,900	0.48
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO (常任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行)	BAHNHOFSTRASSE 45 ZURICH SWITZERLAND 8098 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済 事業部)	35,800	0.48
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号	32,500	0.44
ML INTL EQUITY DERIVATIVES (常任代理人 BofA証券株式会 社)	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE 2 KING EDWARD STREET LONDON UNITED KINGDOM (中央区日本橋1丁目4-1 日本橋一丁目 三井ビルディング)	32,200	0.43
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3 東京ビル ディング	32,000	0.43
佐藤 友亮	東京都世田谷区	30,000	0.40
計	-	5,644,100	76.52

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,367,500	73,675	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 2,500	-	-
発行済株式総数	7,370,000	-	-
総株主の議決権	-	73,675	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けており、内部留保を充実し、収益基盤の強化及び収益力拡大のための投資に充当することが最大の利益還元につながると考えております。こうした考えのもと、創業以来配当は実施しておらず、今後も当面は無配とし内部留保の充実を図る方針であります。内部留保資金については、財務体質を強化し人材育成、知名度向上等、事業拡充、収益基盤の強化拡大のための投資に活用する方針であります。

将来的には、内部留保の充実状況及び企業を取巻く事業環境を勘案の上、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を検討してまいりますが、現時点においては配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法に規定する中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「人と産業の可能性を、解き放つ」をビジョンに、「あらゆる産業とFintechの融合」をミッションとして掲げており、顧客、株主、従業員、投資家等、当社の全てのステークホルダーの皆様から常に信頼される企業であることを目指し、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営上の課題の一つとして認識しております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会、監査役会及び会計監査人を会社法に基づく機関として設置するとともに、執行役員制度を設けております。取締役会は、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう監督を行い、執行役員は取締役会で決定された経営方針等に従い業務執行を行うことで、経営の意思決定と業務執行の区分を明確にしております

監査役は、業務執行又は取締役会から独立しており、取締役会に対する監査機能を担っております。これらの体制によって適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、組織的に十分に牽制の効くコーポレート・ガバナンス体制が可能になっているものと判断しております。

イ．取締役会

当社の取締役会は、取締役3名（うち社外取締役1名）で構成されており、取締役会規程に基づき、原則として毎月1回の定例取締役会を開催するほか、迅速な意思決定のため必要に応じて臨時取締役会を開催しております。法令・定款に定められた事項に加え、経営上の重要事項についての意思決定をするとともに、各取締役から管掌する分野における業務執行状況の報告を受け、取締役の業務執行の監督を行っております。

なお、取締役会は、代表取締役社長山本浩司を議長とし、取締役の石川豊明氏及び社外取締役の松尾茂氏の3名で構成されております。

ロ．監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成されており、全員が社外監査役であります。監査役会は、原則として毎月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等の情報共有を図っております。また、取締役会及び経営会議等の重要な会議への出席、実地監査を行うほか、効率的な監査を実施するため、適宜、内部監査担当者及び監査法人等と積極的な連携及び意見交換を行っております。

なお、監査役会は、常勤監査役岡崎将真氏が議長を務め、社外監査役の中山茂氏及び吉田昌弘氏の3名で構成されております。

ハ．内部監査

当社の内部監査は、代表取締役社長から命を受けた内部監査担当者が、全部署を対象として、監査計画に基づき監査を実施しております。内部監査は、各部門に対し、原則として年1回以上の監査計画を組み、内部監査結果については代表取締役社長及び監査役に対して適宜報告を行っております。

ニ．経営会議

当社の経営会議は、代表取締役社長を議長とし、常勤監査役及び執行役員にて構成されており、開催頻度としては、原則として毎月第2金曜日に開催しております。経営会議では、取締役会の議案と報告事項の審議のほか、重要な経営課題の検討を行っております。また、半年に1度、各事業部長に事前アンケートを実施した上で、経営会議において当社のリスク及びコンプライアンスに関する課題について議論を行っております。

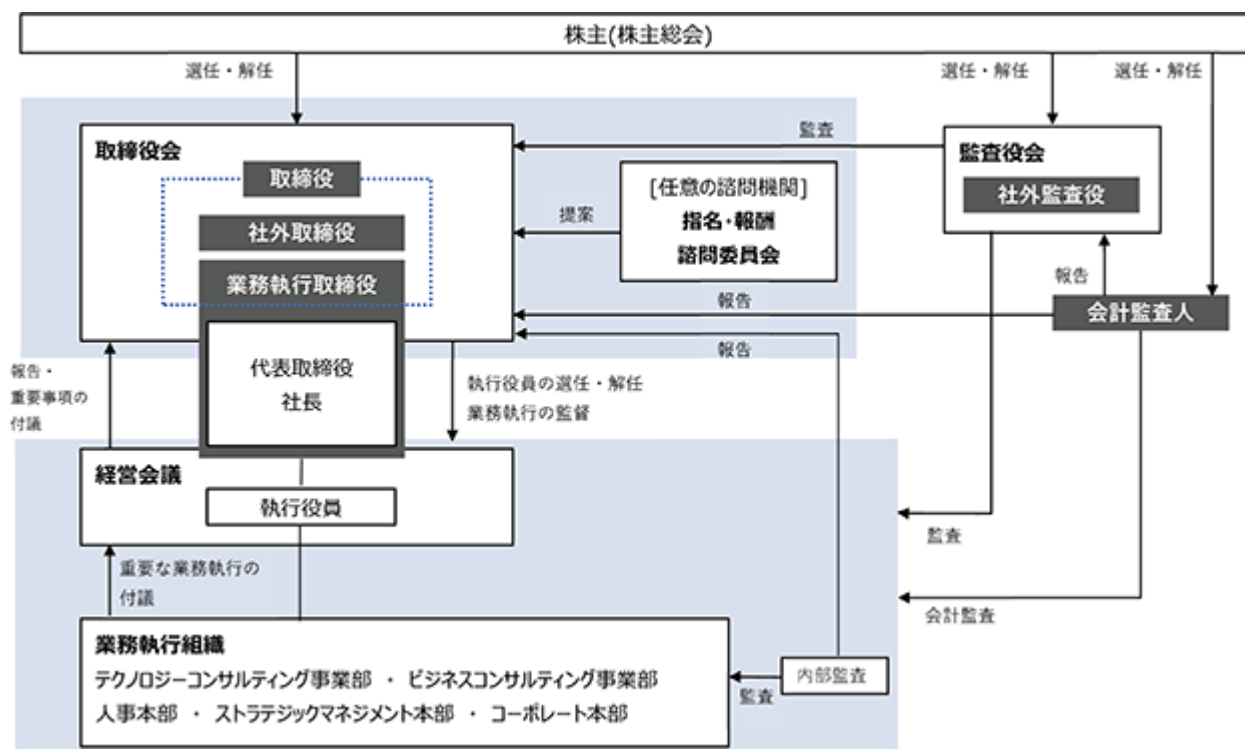
ホ．会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。

へ．任意の指名・報酬諮問委員会

取締役会の諮問機関として設置する任意の指名・報酬諮問委員会は、取締役3名により構成され、うち2名は社外取締役であり、委員の過半数が社外取締役で構成されております。当委員会において取締役の指名及び報酬等を審議することで、これらの透明性・客観性を確保する体制を確保しております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制図は、次のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制として、2021年8月18日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議し、また2023年8月14日開催の取締役会において当該方針の一部変更を行い、内部統制システムの運用を行っております。この基本方針の概要は、以下のとおりであります。

a. 取締役の業務執行が法令や定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役会規程に則って適切な経営判断に基づいた意思決定を行うとともに、当社グループの取締役等の業務執行を監督し、法令や定款に違反する行為を未然に防止する。
- (2) 取締役は、コンプライアンス規程に則って、当社グループのコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- (3) 取締役は、当社グループに関し重大な法令・定款違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合は、コンプライアンス規程に則って取締役会（当社子会社にあつては当社の所管部署）に報告し、外部専門家と協力しながらその是正を図る。
- (4) 取締役は、当社子会社を含む適切なコーポレート・ガバナンス体制を確立するため、社外取締役及び社外監査役を選任し、取締役は、社外の客観的な視点を踏まえた大局的な判断を行う。
- (5) 当社取締役は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行い、それらの有効性について適切に評価・報告を行う。
- (6) 当社監査役は、当社グループの取締役の職務執行について監査を行い、取締役は監査に協力する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報セキュリティ管理規程に則って情報セキュリティ体制を整備し、電磁的記録・電子署名等への対応を図るとともに、取締役会議事録・経営会議議事録・稟議等は、文書管理規程に則って保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理することとし、法令・規則等で定められた期限を遵守し、閲覧可能な状態を維持する。

c. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程を定め、代表取締役社長を統括責任者として当社子会社を含めた総合的なリスク管理体制を構築・整備し、その推進を図る。当社子会社にあつては、当該子会社の代表者をリスク管理責任者とし、当該子会社のリスク管理責任者は、リスク管理統括責任者に適時に報告し、必要に応じてその指示を受けるものとする。
- (2) 各組織及び当社子会社において、内在するリスク要因を認識し、それぞれのリスク程度に応じた対策を講じることにより、リスクの回避や低減措置を図る。
- (3) 当社子会社を含めた経営に影響を及ぼす重要なリスクについては経営会議等でリスクを協議し、決定された対応方針に基づいて、主管部署が関連部署又は当社子会社の関連部署と協同して必要な対策を実施する。
- (4) 緊急性を要する災害、事故、企業不祥事等のリスクについては、リスク管理規程に基づいて、人命を尊重し、地域社会への配慮と貢献、企業価値毀損の抑制を主眼とするリスク管理を推進する。

d. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社または当社子会社のいずれにおいても、各社で定める職務分掌規程及び職務権限規程（当社子会社が定めるこれに準ずるものを含む。）において明確化された職務分掌及び権限に基づく高度な分業体制によって、業務を推進する。
- (2) 当社にあつては、当社の職務の執行（当社子会社に関するものであつて当社グループの経営に重大な影響を及ぼすものを含む。）に関する重要事項については、定期的開催される経営会議において共有及び議論を行い、その議論の内容を踏まえ、取締役会において意思決定する。また、当社子会社にあつては、当社経営企画ユニットとの事前協議の内容を踏まえ、取締役会において意思決定する。
- (3) 当社又は当社子会社の取締役会（当社子会社における同様の組織を含む。）の決議事項、経営会議の審議事項は、執行役員、ディレクター等の執行に関する組織機構を通じてすみやかに各部署に伝達され、業務が執行される。
- (4) 当社又は当社子会社の業務運営状況について、各社の内部監査（当社子会社にあつては当社の内部監査部門を含む。）を実施してその状況を把握し、改善を図る。

e. 当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス規程（当社子会社が定めるこれに準ずるものを含む。）に則って、当社グループにおける事業活動における法令遵守と、倫理的行動をより高める施策を推進する。
- (2) 法務ユニット（当社子会社における同様の組織を含む。）は、コンプライアンス推進やハラスメント防止の教育を行うとともに、各部門におけるコンプライアンスやハラスメントに関するリスク管理を支援する。
- (3) 内部統制システムの実効性を確保するため、社外に内部通報相談窓口を置き、当社グループの不祥事の未然防止、早期発見、再発防止に努める。
- (4) 当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役等の法令・定款違反等の行為については、適正に処分を行う。

f. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制

関係会社管理規程を定め、当社経営企画ユニットが統括し、当社グループの経営に重要な影響を及ぼす可能性のある当社子会社の意思決定については当社の事前協議及び当社の事前承諾を必要とするとともに、一定事項については当社子会社による当社に対する報告事項とすること等により、随時当社子会社の業務執行のモニタリングを行い、定期的に取り締役会への報告を行う。

g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当該使用人は、監査役が必要性を認め、設置を求めた場合には設置する。

h. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役職務を補助すべき使用人を設置する場合は、必要な員数及び求められる資質の検討その他の当該使用人の任免に関する事項、異動、人事考課、懲罰については、監査役の同意を得た上で行うものとし、取締役からの独立性を確保した体制とする。

(2) 監査役職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に服する旨を、取締役及び従業員に対して周知徹底する。

i. 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 監査役は、取締役会及び経営会議等の重要会議に出席し、業務執行と管理にかかわる情報・内部統制の実効性にかかわる情報を適時に入手できる体制を構築・運用する。

(2) 取締役、執行役員及び従業員は、監査役に対し、法定の事項に加え当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況をすみやかに報告する。

(3) 監査役は、取締役や執行役員等の業務執行責任者に直接、業務執行についての報告を求めることができる。

(4) 取締役、執行役員及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼす恐れ、あるいは著しい損害を及ぼす事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、法令違反などの不正行為またはその恐れがあることが判明した場合には、口頭、電話、社内SNSなどによってすみやかに監査役に報告する。

(5) 監査役への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いを受けないことを保証する。

(6) 監査役がその職務の執行について当社に対し費用の前払等の請求をした時は、当該監査役の職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。

j. その他監査役職務が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実施及び助言・勧告を行うに当たっては、会計監査人や内部監査担当者との連携を図るとともに、当社または当社子会社の代表取締役、業務執行取締役、執行役員及びディレクター等の重要な使用人と定期的に会合を持ち、意見を交換することによって監査の実効性を高める。

k. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制整備の状況

当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には断固とした姿勢で臨むことを基本方針とし、反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力対応細則を定めて反社会的勢力に対して一切の利益の提供を行わない取組みを推進する。

ロ. 取締役の定数

当社の取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

ハ. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらない旨を定款に定めております。

二．株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

ホ．株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

a. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。

b. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

c. 取締役及び監査役の実任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

d. 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を確保するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ヘ．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を月1回開催しており、個々の取締役及び監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	山本 浩司	14回	14回
社外取締役	外山 正志 （注）1	10回	10回
社外取締役	須賀 亜衣子 （注）1	10回	10回
社外監査役	岡崎 将真	14回	14回
社外監査役	中山 茂	14回	14回
社外監査役	吉田 昌弘	14回	14回

（注）1．社外取締役の外山正志氏及び須賀亜衣子氏は、2023年3月28日開催の第5期定時株主総会において、新たに選任され就任したため、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

取締役会における主な検討事項は、定時株主総会招集、企業買収の承認、通期決算の承認、四半期決算の承認、予算策定、月次業務報告、その他重要な事項に関する意思決定等であります。

指名・報酬諮問委員会の活動状況

当事業年度において指名・報酬諮問委員会を1回開催しており、個々の指名・報酬諮問委員会の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	山本 浩司	1回	1回
社外取締役	外山 正志	1回	1回
社外取締役	須賀 亜衣子	1回	1回

指名・報酬諮問委員会における主な検討事項は、取締役会の諮問に応じて、取締役の選任・解任に関する事項、代表取締役及び取締役の選定・解職に関する事項、取締役の報酬に関する事項、その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項について審議し、取締役会に対して答申を行います。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性0名(役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	山本 浩司	1981年10月17日	2008年2月 2011年6月 2014年4月 2018年1月	有人宇宙システム株式会社入社 独立行政法人宇宙航空研究開発機構出向 ソフトバンク・ペイメント・サービス株式 会社(現SBペイメントサービス株式会社) 入社 当社設立 代表取締役就任(現任)	(注)3	4,958,200
取締役	石川 豊明	1958年12月3日	1983年4月 1998年7月 2001年11月 2005年9月 2007年3月 2008年1月 2008年2月 2011年7月 2012年12月 2012年12月 2014年4月 2017年1月 2017年1月 2019年2月 2020年10月 2023年11月 2024年1月 2024年4月	株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ 銀行)入行 ブライスウォーターハウス 日本法人 入社 朝日アーサーアンダーセン株式会社 入社 パートナー フェア アイザック コーポレーション日本 代表 ベリングポイント株式会社 入社 マネージ ングディレクター PwCアドバイザリー合同会社 パートナー あらた監査法人(現 PwC Japan有限責任監 査法人)入所 代表社員 PricewaterhouseCoopers International Limited US NewYork office パートナー Ernst and Young Luxemburg パートナー 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限 責任監査法人)出向 EY フィナンシャル・サービス・アドバイザ リー株式会社 代表取締役社長 Ernst and Young UK パートナー EY アドバイザリー・アンド・コンサルティ ング株式会社 取締役 デロイト トーマツ コンサルティング合同 会社 副社長パートナー キャップジェミニ株式会社 執行役員副社 長 当社デジタルソリューション事業部 執行 役員COO 当社ビジネスコンサルティング事業部及び テクノロジーコンサルティング事業部 執 行役員COO 当社取締役就任(現任)	(注)3	-
取締役	松尾 茂	1963年8月18日	1987年4月 1999年4月 2004年9月 2004年10月 2008年3月 2011年1月 2012年10月 2014年7月 2014年10月 2015年5月 2016年7月 2017年3月 2017年10月 2020年6月 2024年4月	富士通株式会社 入社 Fujitsu Thailand Co., Ltd. 出向(財務責 任者) 富士通株式会社 経理部 担当部長 同社 電子デバイス事業本部 第二経理部 長 富士通マイクロエレクトロニクス株式会社 出向 富士通株式会社 財務経理本部 ディレク ター 同社 財務経理本部 シニアディレクター 日本電産株式会社 入社 CFO戦略室部長 同社 CFO戦略室長 同社 汎用モーター事業本部 CFO 同社 GMS事業部 CFO兼管理統括部長 株式会社SHIFT 取締役副社長 SHIFT GLOBAL PTE LTD Director 株式会社ヤマノホールディングス 社外取 締役 当社取締役就任(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	岡崎 将真	1981年9月26日	2005年4月 2012年4月 2020年7月 2023年12月	日本通運株式会社入社 スカイマーク株式会社入社 当社常勤監査役就任(現任) 株式会社AirX 監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役	中山 茂	1980年4月3日	2006年10月 2006年10月 2015年9月 2016年6月 2017年12月 2021年4月	弁護士登録 TMI総合法律事務所入所 Liner法律事務所(現DLA Piper法律事務所)入所 TMI総合法律事務所復帰 株式会社CS-C監査役就任(現任) 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役	吉田 昌弘	1974年5月10日	1997年4月 2005年1月 2006年4月 2007年7月 2019年7月 2019年9月 2020年6月 2021年3月 2021年4月 2021年8月 2022年9月	株式会社セガ・エンタープライゼス(現株式会社セガ)入社 株式会社プロジェクト(現株式会社青山財産ネットワークス)入社 三優監査法人入所 公認会計士登録 株式会社tecture監査役就任(現任) 株式会社あどばる取締役 株式会社Payment Technology監査役 株式会社オノフ監査役(現任) 当社監査役就任(現任) 株式会社eeeats監査役 株式会社Payment Technology取締役就任(現任)	(注)4	-
計						4,958,200

- (注) 1. 取締役松尾茂は、社外取締役であります。
2. 監査役岡崎将真、中山茂及び吉田昌弘は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2024年3月27日開催の定時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2022年3月29日開催の定時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社では、経営と業務執行を分離し、権限と責任を明確化することで、意思決定の迅速化と監督機能の強化を図ることを目的に執行役員制度を導入しております。本書提出日現在における執行役員は下記6名で構成されており、その担当業務は次のとおりであります。

(専任)

小椋 祐治	執行役員パートナー デジタルソリューション事業 担当
前田 裕弘	執行役員パートナー デジタルソリューション事業 担当
平松 暁秀	執行役員パートナー デジタルソリューション事業 担当
高橋 みのり	執行役員CCO 法務・総務 担当
今久保 洋	執行役員CFO 財務経理、経営企画 担当
謝 博文	執行役員CHRO 人事 担当

社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役の松尾茂氏は、富士通株式会社や日本電産株式会社において、経理・財務部門の要職を歴任し、株式会社SHIFTにおいては取締役副社長を務めております。豊富な財務知識と企業経営経験を当社の経営に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただくことで、当社の企業価値向上及びガバナンス強化に資する人材であると期待できると判断し、選任しております。なお、当社と同氏との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の岡崎将真氏は、大手企業における業務監査及び内部統制並びに海外における監査業務に関する豊富な経験を有していることに加え、経営に対する客観的な立場に鑑み、当社の社外監査役として適任であり、常勤監査役としての職務を適切に遂行することが期待できると判断し、選任しております。なお、当社と同氏との

間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の中山茂氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な経験と専門知識を有しており、当社の業務執行の適法性を監査することが期待できると判断し、選任しております。なお、当社と同氏との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の吉田昌弘氏は、公認会計士及び税理士として会計・税務に関する豊富な経験と専門知識を有しており、当社の業務執行の適法性を監査することが期待できると判断し、選任しております。なお、当社と同氏との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役の選任に際し、独立性について当社としての具体的な基準又は方針は定められておりませんが、東京証券取引所の独立役員に関する判断基準等を勘案した上で選任することとしております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、毎月開催される取締役会に出席して活発な議論を交わし、取締役に対する監督機能の強化を図っております。

社外監査役は、毎月開催される監査役会及び取締役会への出席に加え、年に4回以上、会計監査人から会計監査に関する説明を受け、意見交換等を行っております。また、必要に応じて随時内部監査担当部門と情報交換を行い、相互連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役監査については、監査役会で定めた監査方針及び監査役監査計画に従い、3名の監査役（常勤監査役1名、非常勤監査役2名）により構成されております。なお、非常勤監査役の吉田昌弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役会は原則として月に1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査方針及び監査計画、監査の実施状況、株主総会議案及び取締役会議案、会計監査人監査の妥当性等を主な検討事項として活発に議論を行っております。

常勤監査役は、取締役会その他重要な会議への出席や資料の閲覧、取締役及び従業員への聴取等を適宜行い、各取締役の業務執行状況を監査しております。また、内部監査担当及び監査法人と連携を図り、組織的かつ効率的な監査に努めております。

当事業年度における監査役会の開催状況及び個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
岡崎 将真	14回	14回
中山 茂	14回	14回
吉田 昌弘	14回	14回

内部監査の状況

内部監査については、代表取締役社長が任命した内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、内部監査計画を作成の上、当社の組織・制度及び業務活動全般の監査を実施しております。監査結果は代表取締役社長及び被監査部門の責任者に報告を行っており、改善事項及び指摘事項については、後日、改善状況の確認のためのフォローアップ監査を行い、内部監査の実効性を確保しております。

また、内部監査担当者は効率的な監査を実施するために、会計監査人及び監査役会との間で、相互の監査計画の情報交換や監査の実施状況の報告等を行うことにより、連携して監査を実施しております。

会計監査の状況

a 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b 継続監査期間

2020年12月期以降4年間

c 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 根津 昌史

指定有限責任社員 業務執行社員 西口 昌宏

指定有限責任社員 業務執行社員 山中 尚平

継続監査年数については、いずれも7年以内のため記載を省略しております。

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名、その他 10名

e 監査法人の選定方針と理由

会計監査人として、EY新日本有限責任監査法人を選定した理由は、独立性、専門性、効率性などを総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正に行われる体制を備えていると判断したためであります。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が監査役会の決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人の業務執行・品質管理体制、業務執行内容の妥当性、監査結果の相当性及び監査報酬の水準等を勘案するとともに、会計監査人との面談、意見交換等を通じて総合的に判断しており、EY新日本有限責任監査法人による会計監査は適正に行われていると評価しております。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	27,500	2,500

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	33,000	-
連結子会社	-	-
計	33,000	-

(注) 1. 当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度に代わり、前事業年度の報酬の内容を記載しております。

2. 前事業年度における非監査業務の内容は、新規上場に係るコンフォートレター作成業務であります。

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)
該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社は、監査報酬について、監査法人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬の見積りの算定根拠等の妥当性を総合的に勘案し、監査役の同意を得た上で決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、EY新日本有限責任監査法人の監査計画及び会計監査の職務遂行状況、監査時間、監査体制に関する過去実績を検討し、監査の品質も含め総合的に判断した結果、会計監査人の報酬等について妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。なお、監査役の個人別の報酬額は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

a. 基本方針

各取締役の報酬等の内容の決定については、当社のガバナンス強化と中長期的な企業価値の向上を目的とし、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考に適切な報酬水準を設定し、経営戦略と連動した持続的な成長を後押しする報酬制度を実現するものとします。

具体的には、当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考にするとともに、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能するよう当社の業績と連動した報酬体系とし、各取締役の役位、職責及び業績等を踏まえた固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（賞与）及びストック・オプション（新株予約権）による非金銭報酬から構成するものとします。

なお、社外取締役については、経営の監督機能を十分に機能させるため、基本報酬のみとします。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く）の基本報酬については、各取締役の役位、職責及び業績等を踏まえて、総合的に勘案して決定するものとします。

社外取締役の基本報酬については、その果たす役割や世間水準等を総合的に勘案して決定するものとします。

c. 業績連動報酬に係る業績連動指標等の内容及び額又は数の算定方法の決定方針

取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬（賞与）の総額は、株主総会決議において承認された取締役の報酬限度額から、支給済の基本報酬を差し引いた金額の範囲内において、売上高、営業利益などの業績指標の目標達成度に応じて決定するものとします。

d. 非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定方針

中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブを適切に付与することを目的として、取締役（社外取締役を除く）に対して、株主総会決議において基本報酬及び業績連動報酬とは別枠で承認を得た報酬限度額の範囲内において、ストック・オプションを付与いたします。各取締役の新株予約権の内容、個数及び付与する時期等については、当該取締役の職責、在任年数、業績等を総合考慮して決定いたします。

e. 報酬等の種類ごとの割合に関する決定方針

基本報酬と業績連動報酬の割合は、各々の報酬の性格並びに事業環境等を勘案しながら職責に準じて決定するものとし、そのおよその目安は、9：1（業績指標の目標達成度が100%以上の場合）とします。なお、非金銭報酬については、当社の業績等を勘案し、上記の各報酬とは別枠で、適切な割合において支給することとします。

f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の第三者への委任に関する事項

各取締役の個人別の基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の額については、株主総会決議において承認された報酬限度額の範囲で、取締役会にて決定します。取締役会決議に当たっては、透明性及び客観性を高めるため、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会の意見及び助言を踏まえるものとします。

g. 報酬等を与える時期又は条件の決定方針

基本報酬については、年額を12等分し、毎月支払うものとします。

業績連動報酬（賞与）については、毎年の定時株主総会終了後、すみやかに支払うものとします。

取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の総額は、2022年3月29日開催の第4期定時株主総会において年額150百万円以内、監査役の報酬限度額は、年額30百万円以内と決議しており、当該株主総会の終結時点での取締役及び監査役の員数は、取締役3名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会及び指名報酬諮問委員会の活動

当事業年度における各取締役の個人別の基本報酬は、2023年3月29日に開催した指名・報酬諮問委員会で審議し、その審議を経て、2023年3月29日の取締役会で決議しております。なお、当事業年度において業績連動報酬及び非金銭報酬の支給はしていません。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は当事業年度についての取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に基づき、指名・報酬諮問委員会の意見及び助言を踏まえた上で決定していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)					対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	ストック・ オプション	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	38,600	38,600	-	-	-	-	1
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-	-
社外役員	18,600	18,600	-	-	-	-	5

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当連結会計年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)は連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度
(2023年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,783,367
売掛金	321,051
仕掛品	1 7,473
未収還付法人税等	46,240
その他	37,031
流動資産合計	2,195,165
固定資産	
有形固定資産	
工具、器具及び備品（純額）	2 2,690
有形固定資産合計	2,690
無形固定資産	
のれん	542,416
無形固定資産合計	542,416
投資その他の資産	
繰延税金資産	138
その他	16,277
投資その他の資産合計	16,416
固定資産合計	561,523
資産合計	2,756,688
負債の部	
流動負債	
買掛金	178,595
未払金	27,773
前受金	3 28,559
その他	26,380
流動負債合計	261,309
負債合計	261,309
純資産の部	
株主資本	
資本金	681,600
資本剰余金	671,600
利益剰余金	1,136,266
株主資本合計	2,489,466
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	5,913
その他の包括利益累計額合計	5,913
純資産合計	2,495,379
負債純資産合計	2,756,688

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
売上高	1	2,589,774
売上原価		1,862,229
売上総利益		727,544
販売費及び一般管理費	2	597,700
営業利益		129,843
営業外収益		
受取利息		21
雑収入		8
営業外収益合計		30
営業外費用		
為替差損		1,211
雑損失		126
営業外費用合計		1,338
経常利益		128,535
特別損失		
固定資産除却損	3	181
特別損失合計		181
税金等調整前当期純利益		128,353
法人税、住民税及び事業税		44,720
法人税等調整額		7,960
法人税等合計		52,681
当期純利益		75,672
親会社株主に帰属する当期純利益		75,672

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
当期純利益	75,672
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	5,913
その他の包括利益合計	¹ 5,913
包括利益	81,586
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	81,586

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	674,650	664,650	1,060,593	2,399,893
当期変動額				
新株の発行	6,950	6,950		13,900
親会社株主に帰属する当期純利益			75,672	75,672
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	6,950	6,950	75,672	89,572
当期末残高	681,600	671,600	1,136,266	2,489,466

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	-	-	2,399,893
当期変動額			
新株の発行			13,900
親会社株主に帰属する当期純利益			75,672
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,913	5,913	5,913
当期変動額合計	5,913	5,913	95,486
当期末残高	5,913	5,913	2,495,379

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	128,353
減価償却費	16,689
受取利息及び受取配当金	21
売上債権の増減額（は増加）	102,825
仕入債務の増減額（は減少）	68,835
未払消費税等の増減額（は減少）	58,310
その他	947
小計	119,753
利息及び配当金の受取額	21
法人税等の支払額	203,893
営業活動によるキャッシュ・フロー	84,118
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	303
差入保証金の回収による収入	17,224
差入保証金の差入による支出	793
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 522,066
投資活動によるキャッシュ・フロー	505,939
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	13,900
財務活動によるキャッシュ・フロー	13,900
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,220
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	573,937
現金及び現金同等物の期首残高	2,357,304
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,783,367

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

2社

主要な連結子会社の名称

Kapronasia Singapore Pte. Ltd.

KAPRONASIA LIMITED

当連結会計年度において、Kapronasia Singapore Pte. Ltd.の全株式を取得したことに伴い、同社及びその子会社であるKAPRONASIA LIMITEDの2社を連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社名

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Kapronasia Singapore Pte. Ltd.及びKAPRONASIA LIMITEDの決算日は3月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、決算日の差異が3ヶ月を超えることから、9月末現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

・仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 2～5年

(3) 重要な引当金の計上基準

受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約のうち、将来の損失発生が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積ることが可能なものについては、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。なお、当該引当金は、これに対応する仕掛品と相殺表示しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループはデジタルソリューション事業の単一セグメントであり、国内及び海外の顧客に対して、決済(ペイメント)関連分野を中心としたFintech領域のコンサルティング及びプロジェクト実行支援サービスを提供しております。本サービスに係る顧客との契約は、原則として準委任契約による役務提供であり、その履行義務はサービス提供期間にわたって充足されることから、一定期間にわたり収益を認識しております。

また、顧客から受託する履行義務に成果物が指定される契約にあつては、当該成果物に対する検収をもって履行義務が充足されるため、当該検収を取得した一時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

(重要な会計上の見積り)

のれんの評価

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

のれん	542,416千円
-----	-----------

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループは、2023年8月31日(みなし取得日2023年9月30日)付でKapronasia Singapore Pte. Ltd.の全株式を取得し、同社を連結子会社としたことによりのれんを計上しております。

当該子会社を取得した際に計上したのれんは、今後の事業活動により期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で算定しております。

当連結会計年度末において、株式取得時に見込んだ超過収益力の毀損の有無の観点から、主に取得時の事業計画と取得後の実績の比較分析による検討を行っており、減損の兆候はないと判断しております。

(2) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

のれんは事業計画に基づく投資の回収期間における将来キャッシュ・フローの見積りに依存しております。当該事業計画の主要な仮定は売上高であり、今後のプロジェクトの受注獲得予測等を考慮して決定しております。

(3) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来の不確実な経済情勢等の変動等により、見積りの前提とした仮定の見直しが必要となった場合は、翌連結会計年度の連結財務諸表において、のれんの減損損失を計上する可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これによる、連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

1. 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式または関連会社株式)の売却に係る税効果

2. 適用予定日

2025年12月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(会計上の見積りの変更)

当連結会計年度において本店移転に関する決定を行ったことに伴い、移転後利用見込みのない固定資産について耐用年数を短縮しております。

また、移転前の本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として償却を行っていた敷金についても、償却に係る合理的な期間を短縮しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ16,844千円減少しております。

(連結貸借対照表関係)

- 1 損失が見込まれる受注契約に係る仕掛品は、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。相殺表示した仕掛品に対応する受注損失引当金の額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2023年12月31日)
仕掛品に係るもの	265 千円

- 2 有形固定資産の減価償却累計額

	当連結会計年度 (2023年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	9,655 千円

- 3 前受金のうち、契約負債の金額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2023年12月31日)
契約負債	28,559 千円

- 4 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2023年12月31日)
当座貸越極度額の総額	800,000 千円
借入実行残高	- 千円
差引額	800,000 千円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
採用費	127,529 千円
地代家賃	94,276 千円
外注費	72,030 千円
給料手当	68,581 千円
支払報酬	67,244 千円

3 有形固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
工具、器具及び備品	181千円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
為替換算調整勘定	
当期発生額	5,913 千円
組替調整額	- 千円
為替換算調整勘定	5,913 千円
その他の包括利益合計	5,913 千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,100,000	270,000	-	7,370,000

(変動事由の概要)

新株予約権行使による増加 270,000株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
現金及び預金	1,783,367千円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	- 千円
現金及び現金同等物	1,783,367千円

- 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

株式の取得により新たにKapronasia Singapore Pte. Ltd.を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに当該株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	52,746 千円
固定資産	314 千円
のれん	542,416 千円
流動負債	32,242 千円
固定負債	- 千円
為替換算調整勘定	5,913千円
株式の取得価額	557,321千円
現金及び現金同等物	32,169千円
為替差益	3,085千円
差引：取得による支出	522,066千円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金が生じた場合は銀行借入により調達する方針であります。また、一時的な余剰資金については預金により保有しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金については、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、適宜取引先の信用状況の把握に努めております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づきファイナンス本部が適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち77.9%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度(2023年12月31日)

「現金及び預金」、「売掛金」、「未収還付法人税等」、「買掛金」及び「未払金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(2023年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,783,367	-	-	-
売掛金	321,051	-	-	-
合計	2,104,419	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2023年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2023年12月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2020年6月19日	2021年4月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 1名 当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 320,000株	普通株式 30,000株
付与日	2020年7月1日	2021年5月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年6月20日～ 2030年6月18日	2023年5月1日～ 2031年4月22日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2021年4月20日付株式分割(普通株式1株につき2,000株の割合)及び2022年4月1日付株式分割(普通株式1株につき10株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2023年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2020年6月19日	2021年4月23日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	-	30,000
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	30,000
未確定残	-	-
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	320,000	-
権利確定	-	30,000
権利行使	260,000	10,000
失効	-	-
未行使残	60,000	20,000

(注) 2021年4月20日付株式分割(普通株式1株につき2,000株の割合)及び2022年4月1日付株式分割(普通株式1株につき10株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2020年6月19日	2021年4月23日
権利行使価格(円)	45	220
行使時平均株価(円)	1,221.5	1,710.4
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

(注) 2021年4月20日付株式分割(普通株式1株につき2,000株の割合)及び2022年4月1日付株式分割(普通株式1株につき10株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）によっております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	27,780千円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	125,680千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

	当連結会計年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	201千円
地代家賃超過額	1,628千円
一括償却資産	757千円
繰延税金資産合計	2,588千円
繰延税金負債	
倒産防止共済	2,449千円
繰延税金負債合計	2,449千円
繰延税金資産純額	138千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2023年12月31日)
法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.26%
住民税均等割	0.74%
留保金課税	3.60%
子会社株式取得関連費用	5.49%
その他	0.34%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.05%

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Kapronasia Singapore Pte. Ltd.

事業の内容 コンサルティング事業

(2) 企業結合を行った主な理由

Kapronasia Singapore Pte. Ltd.が築いてきたアジア太平洋地域における確かな事業基盤、及びコンサルティングサービスにおける豊富な経験や実績と、当社の強みを融合させることにより、アジアにおける金融センター首位の座にあるシンガポールに強固な事業基盤を確保することで、当社の今後のグローバルな事業拡大を推進し、事業の一層の成長が可能であると考えたため。

(3) 企業結合日

2023年8月31日(株式取得日)

2023年9月30日(みなし取得日)

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

みなし取得日を2023年9月30日としていることから、貸借対照表のみを連結しているため、当連結会計年度に係る連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	557,321千円
-------	----	-----------

取得原価		557,321千円
------	--	-----------

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 22,993千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

542,416千円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

8年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	52,746千円
固定資産	502千円
資産合計	53,249千円
流動負債	32,242千円
固定負債	- 千円
負債合計	32,242千円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	69,399千円
売上総利益	44,954千円
営業損失()	105,677千円
経常損失()	102,297千円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を影響の概算額としております。また、のれん償却額は企業結合時に認識されたのれんが当連結会計年度の開始の日に発生したものととして算定した金額を影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループはデジタルソリューション事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
一時点で移転されるサービス	-
一定の期間にわたり移転されるサービス	2,589,774
顧客との契約から生じる収益	2,589,774
外部顧客への売上高	2,589,774

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	321,051
契約負債(期末残高)	28,559

(注) 1. 当連結会計年度より、連結財務諸表を作成しているため、「顧客との契約から生じた債権」及び「契約負債」の期首残高は記載しておりません。

2. 連結貸借対照表上、契約負債は「前受金」に計上しております。契約負債は、主に顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループはデジタルソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	シンガポール	合計
2,375	314	2,690

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社NTTドコモ	1,920,052	デジタルソリューション事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループはデジタルソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり純資産額	338.58円
1株当たり当期純利益	10.59円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	10.17円

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	75,672
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	75,672
普通株式の期中平均株式数(株)	7,139,479
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	295,422
(うち新株予約権(株))	(295,422)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度末 (2023年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,495,379
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,495,379
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	7,370,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	-	-	2,075,989	2,589,774
税金等調整前四半期 (当期)純利益 (千円)	-	-	177,995	128,353
親会社株主に帰属 する四半期(当期) 純利益 (千円)	-	-	113,072	75,672
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	-	-	15.91	10.59

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純損失 () (円)	-	-	1.02	5.16

(注) 第3四半期連結会計期間より連結財務諸表を作成しているため、第1四半期及び第2四半期の情報につきましては記載しておりません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,357,304	1,751,197
売掛金	411,520	308,695
前払費用	19,658	19,928
未収還付法人税等	-	46,240
その他	1,095	16,357
流動資産合計	2,789,579	2,142,419
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	1 6,748	-
工具、器具及び備品（純額）	1 12,194	1 2,375
有形固定資産合計	18,943	2,375
投資その他の資産		
関係会社株式	-	580,315
繰延税金資産	8,099	138
その他	37,327	16,277
投資その他の資産合計	45,427	596,731
固定資産合計	64,370	599,106
資産合計	2,853,949	2,741,526

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	247,407	178,572
未払金	9,713	26,351
未払費用	24,344	20,374
未払法人税等	124,448	-
未払消費税等	42,799	-
その他	5,343	3,769
流動負債合計	454,056	229,066
負債合計	454,056	229,066
純資産の部		
株主資本		
資本金	674,650	681,600
資本剰余金		
資本準備金	664,650	671,600
資本剰余金合計	664,650	671,600
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,060,593	1,159,259
利益剰余金合計	1,060,593	1,159,259
株主資本合計	2,399,893	2,512,459
純資産合計	2,399,893	2,512,459
負債純資産合計	2,853,949	2,741,526

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
売上高	2,806,295	2,589,774
売上原価	1,765,619	1,862,229
売上総利益	1,040,675	727,544
販売費及び一般管理費	1 412,750	1 574,707
営業利益	627,924	152,837
営業外収益		
受取利息	7	21
賞与引当金戻入額	5,635	-
雑収入	0	8
営業外収益合計	5,643	30
営業外費用		
上場関連費用	18,570	-
為替差損	77	1,211
その他	-	126
営業外費用合計	18,648	1,338
経常利益	614,920	151,528
特別損失		
固定資産除売却損	-	181
特別損失合計	-	181
税引前当期純利益	614,920	151,347
法人税、住民税及び事業税	194,898	44,720
法人税等調整額	14,464	7,960
法人税等合計	209,363	52,681
当期純利益	405,556	98,665

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
業務委託費		1,478,884	83.8	1,424,782	76.5
労務費		286,735	16.2	437,447	23.5
経費		-	-	-	-
当期売上原価		1,765,619	100.0	1,862,229	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	12,250	2,250	2,250	655,037	655,037	669,537	669,537
当期変動額							
新株の発行	662,400	662,400	662,400			1,324,800	1,324,800
当期純利益				405,556	405,556	405,556	405,556
当期変動額合計	662,400	662,400	662,400	405,556	405,556	1,730,356	1,730,356
当期末残高	674,650	664,650	664,650	1,060,593	1,060,593	2,399,893	2,399,893

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	674,650	664,650	664,650	1,060,593	1,060,593	2,399,893	2,399,893
当期変動額							
新株の発行	6,950	6,950	6,950			13,900	13,900
当期純利益				98,665	98,665	98,665	98,665
当期変動額合計	6,950	6,950	6,950	98,665	98,665	112,565	112,565
当期末残高	681,600	671,600	671,600	1,159,259	1,159,259	2,512,459	2,512,459

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 4～5年

3. 収益及び費用の計上基準

当社はデジタルソリューション事業の単一セグメントであり、国内及び海外の顧客に対して、決済（ペイメント）関連分野を中心としたFintech領域のコンサルティング及びプロジェクト実行支援サービスを提供しております。本サービスに係る顧客との契約は、原則として準委任契約による役務提供であり、その履行義務はサービス提供期間にわたって充足されることから、一定期間にわたり収益を認識しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式の評価

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

関係会社株式 580,315千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

関係会社株式は、市場価格のない株式であり、超過収益力を反映させた取得原価をもって貸借対照表価額としております。関係会社株式の減損処理の要否は、実質価額と帳簿価額を比較することにより判定しており、実質価額が帳簿価額に比べ著しく下落している場合には、回復可能性を総合的に勘案し、回復が見込めないと判断した時点で実質価額まで減損処理を行う方針としております。なお当事業年度において、関係会社株式に係る取得原価と実質価額の状況を把握した結果、実質価額の著しい下落は生じていないため、減損処理を行う必要はないと判断しております。

(2) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

関係会社株式の評価における重要な見積りは、関係会社の事業計画に基づく超過収益力等であり、その主要な仮定は、連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）のれんの評価 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 (2) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定」に記載した内容と同一であります。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該事業計画は、将来の不確実な経営環境の変動などによって影響を受ける可能性があります。当該事業計画の変更が必要とされ、実質価額が帳簿価額に比べ著しく下落している場合には関係会社株式の評価損を計上する可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これによる、財務諸表への影響はありません。

(会計上の見積りの変更)

当事業年度において本店移転に関する決定を行ったことに伴い、移転後利用見込みのない固定資産について耐用年数を短縮しております。

また、移転前の本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として償却を行っていた敷金についても、償却に係る合理的な期間を短縮しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ16,844千円減少しております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	16,499千円	9,655千円

- 2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
当座貸越極度額の総額	- 千円	800,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	- 千円	800,000千円

(損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
採用費	19,357千円	127,529千円
役員報酬	88,175千円	57,200千円
給料及び賞与	55,217千円	70,481千円
地代家賃	90,588千円	94,276千円
外注費	33,365千円	72,030千円
支払報酬料	40,518千円	44,250千円
減価償却費	6,644千円	16,689千円
おおよその割合		
販売費	4.2 %	2.7 %
一般管理費	95.8 %	97.3 %

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
子会社株式	-	580,315
合計	-	580,315

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	4,750千円	201千円
地代家賃超過額	5,081千円	1,628千円
一括償却資産	481千円	757千円
資産除去債務	236千円	- 千円
繰延税金資産合計	10,549千円	2,588千円
繰延税金負債		
倒産防止共済	2,449千円	2,449千円
繰延税金負債合計	2,449千円	2,449千円
繰延税金資産純額	8,099千円	138千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.03%	0.22%
住民税均等割	0.15%	0.63%
税率変更による影響	0.17%	- %
留保金課税	6.02%	3.05%
税額控除	3.40%	- %
その他	0.46%	0.29%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.05%	34.81%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物附属設備	7,946	-	7,946	-	-	310	-
工具、器具及び備品	27,496	303	15,769	12,030	9,655	3,954	2,375
有形固定資産計	35,443	303	23,716	12,030	9,655	4,264	2,375

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

 工具、器具及び備品 ノートパソコンの購入 303千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

 建物附属設備 本社移転に伴う除却 7,946千円

 工具、器具及び備品 本社移転に伴う除却 13,290千円

 工具、器具及び備品 ノートパソコンの除却 2,478千円

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない時は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://atlstech.com/ir/publicnotice/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第5期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)2023年3月29日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2023年3月29日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第6期第1四半期(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)2023年5月15日関東財務局長に提出。

事業年度 第6期第2四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)2023年8月14日関東財務局長に提出。

事業年度 第6期第3四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)2023年11月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2023年3月31日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2(子会社取得の決定)の規定に基づく臨時報告書

2023年12月28日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月27日

Atlas Technologies株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根津昌史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西口昌宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山中尚平

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているAtlas Technologies株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Atlas Technologies株式会社及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

Kapronasia Singapore Pte. Ltd.取得にかかるのれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>Atlas Technologies株式会社（以下、会社）は、2023年8月31日付でKapronasia Singapore Pte. Ltd.の全株式を取得し、連結子会社とした。これに伴い、当連結会計年度末の連結貸借対照表において、のれん542,416千円を計上している。当該のれんは連結総資産の19.6%を占めている。</p> <p>会社は、【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4.会計方針に関する事項（4）のれんの償却方法及び償却期間に記載のとおり、のれんについて、その効果が発現すると見積られる期間にわたって均等償却を行っているが、将来の不確実な経済情勢等の変動等により、見積りの前提とした仮定の見直しが必要となった場合は、のれんを含む事業について減損の兆候が存在すると判断され、当事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がのれんの帳簿価額を下回る場合は、減損損失を認識する必要が生じる。</p> <p>Kapronasia Singapore Pte. Ltd.の取得に係るのれんについて、会社は今後の事業活動により期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で算定している。のれんは事業計画に基づく投資の回収期間における将来キャッシュ・フローの見積りに依存しており、その事業計画における主要な仮定は、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、売上高である。事業計画の売上高は今後のプロジェクトの受注獲得予測等を考慮して見積もられている。</p> <p>企業結合取引は経常的に生じる取引ではなく、取得価額の妥当性の検討には複雑な検討や専門的な知識が必要であり、当該企業結合取引より認識されるのれんは金額的重要性が高い。また、株式価値の算定及びのれんの減損兆候の判定に用いられる事業計画には将来の予測が織り込まれており、見積りの不確実性や経営者による主観的判断を伴う。</p> <p>以上より、当監査法人はKapronasia Singapore Pte. Ltd.取得にかかるのれんの評価が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、Kapronasia Singapore Pte. Ltd.取得にかかるのれんの評価及びのれんの減損の兆候に関する判断を検証するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 株式取得時の監査手続</p> <ul style="list-style-type: none">・ 企業結合取引の目的、被取得企業の事業内容、事業環境等を理解し、取得価額の妥当性を検討するため、経営管理者に質問を行い、取締役会議事録及び株式譲渡契約書等を閲覧した。・ 当監査法人のネットワーク・ファームの評価専門家を関与させ、取得原価の経済合理性を理解するために、経営者の利用する専門家に質問を行い、株式価値の算定における評価方法と評価の前提を検証した。・ 事業計画の主要な仮定である将来の売上高予測について経営管理者と協議するとともに、市場成長率等との整合性を検証した。・ 人材採用計画について経営管理者に質問を行い、事業計画の売上高成長に見合った人材採用計画が事業計画に反映されているか検討した。 <p>(2) 期末評価における監査手続</p> <ul style="list-style-type: none">・ 経営環境の著しい悪化等の減損の兆候の有無を検討するために、当連結会計年度末時点において、取得時の事業計画とその後の実績値を比較した。・ のれんの回収可能価額を著しく低下させる変化の発生又は発生見込みの有無に関する判断を評価するため、経営管理者への質問を行うとともに、翌連結会計年度に開始される予定の業務に係る契約書を閲覧した。

準委任契約の売上高の実在性、期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、顧客との間でFinTech領域のコンサルティング及びプロジェクト実行支援サービスに関する準委任契約及び請負契約を締結してサービスを提供しており、プロジェクトごとに売上高を集計している。【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4.会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおり、当該財またはサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識し、それ以外の場合には履行義務が充足された一時点で収益を認識している。</p> <p>会社の2023年12月期の連結損益計算書には売上高2,589,774千円が計上されており、【注記事項】（収益認識関係）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報に記載のとおり、一定の期間にわたり移転されるサービスに係る売上高が、売上高全体の全額を占めている。</p> <p>売上高は、一定の期間にわたり移転されるサービスに係る準委任契約であり、契約上、成果物の納入義務がない。また、無形のサービスの提供であることから、売上高の計上には提供するサービスの把握・管理が必要となる。このため、把握・管理が損なわれた場合、サービスの提供と整合しない収益認識が行われるリスクが存在する。また、売上高は経営者及び財務諸表利用者が最も重視する指標の一つであることから、売上高の実在性、期間帰属の適切性は重要である。</p> <p>以上より、当監査法人は、準委任契約の売上高の実在性、期間帰属の適切性が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社の売上取引のうち、準委任契約の売上高の実在性、期間帰属の適切性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客にサービスの提供を行った一定の期間にわたり売上高が計上されていることを検証するため、売上高のうち統計的手法によって抽出された取引について、受注時の契約書、役務提供期間が確認できる証憑と照合した。また、入金明細により契約書に記載の回収条件と合致していることを確認した。 金額の重要性が高いプロジェクトについて、個々のプロジェクト単位に係る粗利率を過去の実績と比較することで異常値の有無を分析し、異常値が認められた場合は、関連資料の閲覧や担当者への質問により取引内容を理解するとともに、売上高の計上の根拠となる証憑を閲覧した。 統計的手法によって抽出した売掛金に対して、入金証憑等の確認及び連結会計年度末日を基準日として、残高確認を実施し、帳簿残高と確認額を照合した。また、差異が生じている場合はその差異原因の質問、根拠となる証憑の閲覧を通じて評価した。 売上の基礎となる契約の実在性及び契約額の正確性を検証するため、主要な取引先との契約に対して、取引契約内容の確認手続を実施した。 期末日前後の仕訳について、重要な売上高の取消や修正の有無を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月27日

Atlas Technologies株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根津昌史指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西口昌宏指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山中尚平

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているAtlas Technologies株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Atlas Technologies株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

Kapronasia Singapore Pte. Ltd.に対する投資に係る取得原価の決定及び評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>Atlas Technologies株式会社（以下、会社）は、2023年8月31日付でKapronasia Singapore Pte. Ltd.の全株式を取得し、連結子会社とした。当事業年度末の貸借対照表に計上している関係会社株式580,315千円は同社にかかるものであり、総資産の21.1%を占めている。</p> <p>会社は、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、市場価格のない関係会社株式について、超過収益力を反映させた取得原価をもって貸借対照表価額としており、関係会社株式の減損処理の要否は、実質価額と帳簿価額を比較することにより判定している。実質価額が帳簿価額に比べ著しく下落している場合には、回復可能性を総合的に勘案し、回復が見込めないと判断した時点で実質価額まで減損処理を行う方針としている。</p> <p>企業結合取引は経常的に生じる取引ではなく、関係会社株式の取得価額の妥当性の検討には複雑な検討や専門的な知識が必要であり、当該企業結合取引により計上される関係会社株式は金額的重要性が高い。また、株式価値の算定及び関係会社株式の減損兆候の判定に用いられる事業計画には将来の予測が織り込まれており、見積りの不確実性や経営者による主観的判断を伴う。</p> <p>以上より、当監査法人はKapronasia Singapore Pte. Ltd.に対する投資に係る取得原価の決定及び評価が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>連結財務諸表の監査報告書において、「Kapronasia Singapore Pte. Ltd.取得にかかるのれんの評価」が監査上の主要な検討事項に該当すると判断し、監査上の対応について記載している。</p> <p>当該記載内容は、財務諸表監査における監査上の対応と実質的に同一の内容であることから、監査上の対応に関する具体的な記載を省略する。</p>

準委任契約の売上高の実在性、期間帰属の適切性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（準委任契約の売上高の実在性、期間帰属の適切性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。